

国別環境情報整備調査

報告書

（中国）

平成 9 年 10 月

国際協力事業団

はじめに

— 本報告書の構成と内容 —

本報告書では対象国の環境情報について、以下のような構成で整理している。

1. 対象国の環境キーワード

対象国の自然・社会環境の特徴及び問題を理解する上で重要となる対象国の特徴、及び主要環境問題と関連事項のキーワードを1ページで整理し、容易に全体像の把握ができるようにしている。

2. ファクトシート

対象国の経済、人口、社会、資源などの主要指標及び自然・社会環境の特徴を掲載している。

3. 環境関連機関・関連法

3.1 環境関連機関

4.の環境分野に係る政府機関をマトリックス表にて掲載。環境主管官庁の責務及び組織機構、及び関連機関の任務について解説している。非政府機関(NGO)については、NGO名と主要活動分野を表にて掲載している。

3.2 国家環境政策

国家環境活動計画等の環境政策を解説している。

3.3 環境関連法

環境関連の法律・基準を適用範囲等を含めて掲載している。

4. 環境の現況・課題

本章では、以下の各環境関連分野についての現況を概説し、関連機関名、関連基準や事例、関連法律・基準名などを掲載している。4.3については、ローカルコンサルタントの報告書をもとに対象国において考慮すべき、または顕在化しているその他の環境関連分野を挙げている。

4.1 大気汚染	4.7 汚水管理
4.2 水質汚染	4.8 森林保全 / 砂漠化
4.3 その他の環境影響に関わる環境影響	4.9 生物多様性保全
4.4 廃棄物管理	4.10 天然資源管理
4.5 エネルギー保全・代替エネルギー	4.11 自然災害
4.6 水供給	4.12 環境教育

5. 国際関係

対象国における経済・技術援助プロジェクトの実施状況などに概説し、「5.1 環境保護に関わる国際条約」では対象国が批准・署名している環境関連の国際条約をリストアップ、「5.2 国際援助機関等による環境関連プロジェクト」では各国及び国際機関による環境関連の援助プロジェクトをリストアップし、関連情報と併せてまとめている。また、最後にはODA白書より対象国でのわが国の援助プロジェクト所在図を掲載しており、対象国におけるわが国のプロジェクト実施状況が位置的に把握できるようになっている。

6. 情報入手先

対象国における環境関連政府・非政府機関の担当者名や連絡先などの情報のリストを掲載している。

7. 参考資料

本報告書で引用した参考資料のリストを掲載している。

目 次

	ページ
1. 中国の環境キーワード	1
図 1 中国全図	2
2. ファクトシート	3
3. 環境関連機関・関連法	4
3.1 環境関連機関	4
3.1.1 環境関連政府機関	4
3.1.2 環境関連非政府組織(NGO)	7
3.2 国家環境政策	7
3.3 環境関連法	7
4. 環境の現況・課題	
4.1 大気汚染	12
4.2 水質汚染	14
4.3 (1) 騒音に関わる環境影響	17
4.3 (2) 土壌汚染に関わる環境影響	17
4.3 (3) 地盤沈下に関わる環境影響	17
4.3 (4) 放射性物質に関わる環境影響	17
4.4 廃棄物管理	18
4.5 エネルギー保全・代替エネルギー	20
4.6 水供給	21
4.7 污水管理	21
4.8 森林保全 / 砂漠化	22
4.9 生物多様性保全	23
4.10 天然資源管理	26
4.11 自然災害	27
4.12 環境教育	29
5. 国際関係	30
5.1 環境保護に関わる国際条約	30
5.2 国際援助機関等による環境関連プロジェクト	30
図 2 我が国の中国における政府開発援助案件(有償)	33
図 3 我が国の中国における政府開発援助案件(無償プロ技)	34
6. 情報入手先	35
7. 参考資料	38

1. 中国の環境キーワード

1.1 中国の環境を理解するための特徴

関連ページ

国内総生産（GDP）

一人当たり：361 ドル(日本：33,857 ドル、中国：361 ドル)

全国：4,250 億ドル

2. ファクトシート p.3

広大な国土面積：960 万 km²（日本の約 26 倍）

2. ファクトシート p.3

人口の多さと多民族国家

人口：12 億人

漢民族：92% その他 55 の少数民族からなる。

2. ファクトシート p.3

都市部の急速な発展と地域間格差の広がり

沿海部（農業適地に恵まれ経済基地）と

内陸部（農業不適地が多くアクセスが不便）の格差

1.2 主要環境問題のキーワード

関連ページ

都市での公害問題

- ・ 国営大規模工場及び郷鎮中小工場による公害の深刻化

- ・ 老朽化した設備

- ・ エネルギー利用の非効率性と多いロス

- ・ 廃棄物問題

4.9 廃棄物管理 p. 18

- ・ 硫黄分の多い石炭の大量使用

→ 大気汚染

4.1 大気汚染 p. 12

- ・ 汚水・有害物質のたれ流し

→ 水質汚染、土壌汚染、地下水汚染

4.2 水質汚染 p. 14

土壌の劣化

4.3(2) 土壌汚染 p. 17

- ・ 森林の過剰伐採

4.8 森林保全 p. 22

- ・ 農薬の過剰使用

- ・ 不適切な廃棄物処理

4.9 廃棄物管理 p. 18

- ・ 沿海域における既存農地への過大な負荷

→ 土壌の劣化 → 生産性の低下 → 肥料使用量の増加



- ・ 砂漠化

4.8 砂漠化 p. 22



出典：国際開発センター，1994．セクター別援助指針のための基礎調査 中国環境

図1 中国全図

2. ファクトシート

2.1 社会経済的指標

指 標	デ ー タ	デ ー タ 年 次	参 考 資 料
人口	12 億 2,146 万人 (年平均人口増加率: 1.1% (1990~95 年))	1995	b)
民族	漢民族: 92% その他 55 の少数民族からなる	不明	f)
宗教	仏教、イスラム教、キリスト教、チベット仏教(ラマ教)	不明	f)
識字率	成人女子: 68% 成人男子: 87%	1990	b)
都市人口比率	30% (36,949 万人)	1995	b)
平均寿命	68.5 歳 (1990~1995 年平均)	1990-95	b)
幼児死亡率	43 人 (生児出生 1,000 当たりの 5 歳未満時の死亡数)	1993	b)
GNP*1	不明(参考資料 i)では一人当たり GNP620 ドル(95 年)としている。)	1993	b)
GDP*1	4256 億 1,100 万ドル (361 ドル/人)	1993	b)
GDP 構成比	農業: 19% 工業: 48% サービス業他: 33%	1993	b)
主な産業	鉄鋼、造船、プラスチック、織物、農器具、自動車、化学肥料、畜産	1996	f)
主な資源	タングステン、アンチモン、石炭、石油、鉄、各種鉱物、米、穀物、綿、茶、絹	1996	f)
安全な飲み水普及率*2	都市部: 93% 農村部: 89%	1980-1995	b)
下水設備の普及率*3	都市部: 70% 農村部: 6%	1980-1995	b)
人間開発指標 (HDI)	0.644 (世界第 94 位、同年 1 人当たり GNP143 位)	1994	e)

*1: GNP 推計値は、3 カ年平均為替相場を用いて現地通貨表示の GNP を米ドルに換算・調整されており、GDP 推計値は 1993 年の為替相場に基づいて同年の米ドルで表示されている。

*2: 「安全な飲み水」とは、処理済み地表水、保護された泉や掘削井戸、衛生的な井戸から汲み上げた未処理の水を含む。

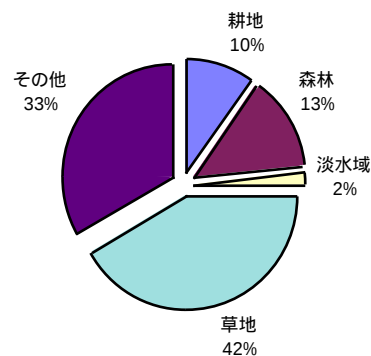
*3: 「下水設備の普及率」は、都市人口が穴型屋外便所、注水式便所、浄化槽、公衆共同便所あるいはそれらに類する施設などの公共下水や家屋内の設備の便宜を享受していること。農村部においては、人口が穴型屋外便所や注水式便所その他の適切な処理方法を利用できるかどうかによる。

2.2 地形・地理学的特徴

国土面積: 959.7 万 km ² (日本の約 26 倍)
最高標高: エヴェレスト山(Mt. Everest: 8,848m)
地理学的特徴: ユーラシア大陸の東部に位置する。3 分の 2 が山岳・高原地帯でヒマラヤ、崑崙、天山、アルタイの 4 大山系が走る。東部は肥沃な平野や丘陵。長江、黄河、黒竜江、珠江の 4 大水系がある。

出典: 参考資料 f

2.6 土地利用パターン



2.3 気象学的特徴

国土が広く多様な気候帯を有する。全体としてはモンスーン型
主要都市の年間平均降雨量(1993 年中国統計年鑑より) : ハルビン 460mm、北京 540mm、広州 1,580mm、貴陽 1080mm

2.4 生態学的特徴 p.23 「4.9 生物多様性」参照

植物: 25,000 種 無脊椎動物: 不明
魚類: 2,800 種、両生類: 280 種、爬虫類: 380 種、鳥類: 1,200 種、哺乳類: 500 種、昆虫 40,000 種

出典: 参考資料 i)

2.5 水文学的特徴

中国の主要河川の概要

河川名	流域面積 (万 km ²)	流路延長 (1,000km)	年間流量 (億トン)	河川名	流域面積 (万 km ²)	流路延長 (1,000km)	年間流量 (億トン)
長江(楊子江)	180.9	6,300	9,513	珠江	45.4	2,214	3,338
黄河	75.2	5,464	661	海河	26.4	1,090	228
松花江	55.7	2,308	762	淮河	26.9	1,000	622
遼河	22.9	1,390	148				

出典: 参考資料 g)

3. 環境関連機関・関係法

3.1 環境関連機関

3.1.1 環境関連政府機関

(1)環境問題・関連項目と関連政府機関

(各機関の住所及びコンタクト先についてはp35「6. 情報入手先」参照)

環境問題・関連項目 (項目名の No.は章番号)	4.1	4.2	4.3				4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9	4.10	4.11	4.12
	大気汚染	水質汚染	(1)騒音	(2)土壌	(3)地盤	(4)放射能	廃棄物	エネルギー	水供給	汚水管理	森林保全	多様性	天然資源	自然災害	環境教育
全国人民代表大会環境与資源保護委員会	○	na	na	na	na	na	na	○	na	na	na	○	na	○	na
国務院環境保護委員会	○	na	na	na	na	na	na	○	na	na	na	○	○	na	○
国家環境保護局(地方環保局を含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中国科学院環境保護関連研究機構	○	○	na	na	na	na	○	na	○	na	○	○	○	○	-
国家計画委員会	-	-	na	na	na	na	-	○	-	○	-	○	na	na	na
国家教育委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○
農業部	○	○	na	na	○	-	○	na	○	na	○	-	○	○	na
林業部	○	○	na	na	na	-	na	na	na	○	○	na	○	○	○
国防部	○	○	○	na	○	na	○	○	○	-	-	○	na	na	○
電力工業部	○	na	○	-	-	na	○	○	-	○	-	na	-	-	○
電子工業部	○	na	na	○	-	na	○	-	-	○	-	○	-	-	-
冶金部	○	○	○	-	-	-	○	-	na	○	-	-	○	-	na
化工部	○	○	○	○	○	na	○	na	○	○	-	na	○	-	○
煤炭部	-	○	○	○	○	-	na	○	na	na	-	-	○	-	○
水利部	○	○	-	-	○	-	-	○	○	na	○	na	○	○	○
衛生部	○	○	-	-	○	-	na	○	○	○	-	-	-	na	○
国家土地局	-	-	○	na	○	-	na	na	na	na	na	na	○	○	○
国務院法制局	○	○	○	na	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○
中国石油天然気総公司	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	○	-	○
中国有色金属工業公司	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	-	na	○	-	○
中国核工業総公司	○	○	○	-	-	na	○	○	○	○	na	○	○	-	○

注1): ○ → 関係機関 — → 関係機関ではない。 na → 情報なし。

注2): 環境問題・関連項目

・ 4.3(1)～4.3(4)の項目は、対象国におけるその他の主要環境関連項目として挙げている。

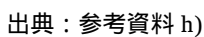
・ 4.3(1) 騒音に関わる環境影響、4.3(2) 土壌汚染に関わる環境影響、4.3(3) 地盤沈下に関わる環境影響、4.3(4) 放射能に関わる環境影響、4.5 エネルギー保全・代替エネルギー、4.9 生物多様性

出典: 参考資料 a)

環境保護行政の中の最高権威。国務院副総理を主任として、国務院の部や他の委員会の部長・主任、副部長・副主任等、主要国有企業の幹部等から構成されている。環境保護に関する施策の審議や各年の環境保護業務の報告、政策方針の検討を行う。

国務院の直屬機関。環境保護に関する法律の執行、監督を行い、環境保護基準制定も行う。環境保護計画の制定とその執行の検査・督促する。国務院の各部門と各省、自治区、直轄市の保護行政を指導する。

年間予算： 不明	職員数： 不明
----------	---------



JICA 国別環境情報整備調査 中国 5

環境保護関連の機関数と人員数（1993年）

		環境保護局	科学研究所	観測站	監理所	その他	計
機 関 数	省 級	29	26	35	20	93	203
	地市級	363	204	358	272	261	1,458
	県 級	2,115	-	1,786	1,106	548	5,555
	計	2,507	230	2,179	1,398	902	7,216
人 員 数	省 級	1,402	2,772	2,581	332	1,459	8,546
	地市級	6,597	3,456	12,851	2,953	2,774	28,631
	県 級	16,619		17,867	6,739	2,652	43,877
	計	24,618	6,228	33,299	10,024	6,885	81,054
1 機関 当たり 人員数	省 級	48.3	106.6	73.7	16.6	15.7	42.1
	地市級	18.2	16.9	35.9	10.9	10.6	19.6
	県 級	7.9	-	10.0	6.1	4.8	7.9

出典：「中国環境年鑑」pp.484～488.（参考資料 g）より）

(3) その他の環境関連政府機関

名称 / 概要	年間予算	職員数
全国人民代表大会環境与資源保護委員会 / 不明	不明	不明
中国科学院環境保護関連研究機構 / 不明	不明	不明
国家計画委員会 / 不明	不明	不明
国家教育委員会 / 不明	不明	不明
農業部 / 不明	不明	不明
林業部 / 不明	不明	不明
国防部 / 不明	不明	不明
電力工業部 / 不明	不明	不明
電子工業部 / 不明	不明	不明
冶金部 / 不明	不明	不明
化工部 / 不明	不明	不明
煤炭部 / 不明	不明	不明
水利部 / 不明	不明	不明
衛生部 / 不明	不明	不明
国家土地局 / 不明	不明	不明
國務院法制局 / 不明	不明	不明
中国石油天然気総公司 / 不明	不明	不明
中国有色金属工業総公司 / 不明	不明	不明
中国核工業総公司 / 不明	不明	不明
日中友好環境保全センター / 中国環境行政の水準向上及び環境改善を図るための研究 及び研修機関	1,860 万元 (1998 年度)	287 人 (1997 年末)

出典：参考資料 a)

(4) 地方政府

省・市・県・区の各人民政府は、地方人民代表大会環境保護委員会を設け、国家の環境政策及び行政法規に基づいて地方の状況を考慮した地方環境保護条例を制定する(参考資料 a))。具体的には以下の職務を行う。

- ・地方の環境保護条例・規則立案及び環境に関する基準を制定する（地方は国より厳しい基準を制定できる）。
- ・当該地域の環境保護に関する計画を策定し、それを推進する。
- ・所轄地域内において環境保護についての国家の法規、政策を執行する。法に基づいて違反者に対し行政罰を課し、行政強制措置をとり、または環境紛争を処理する。
- ・環境の監視・測定を実施して、当該地域の環境状況とその動向を把握し、公表する。

(参考資料 g))

3.1.2 環境関連非政府組織（NGO）

NGO 名	設立年	主な活動
中国環境科学学会	不明	環境科学研究、国際学術交流、環境保護宣伝
中国環境科学協会	不明	環境保護研究、海外資金・技術の導入
生態学会	不明	生態の保護・調査・研究・宣伝
野生動物保護協会	不明	野生動物の保護活動、特に稀少動物の保護・野生動物の保護と宣伝
中国林学会	不明	森林保護と研究
中国海洋学会	不明	海洋環境保護、海洋資源の調査研究
中国環境保護産業協会	不明	不明
中国環境新聞工作者協会	不明	不明
中国環境保護基金会	不明	不明

出典：参考資料 a)

3.2 国家環境政策

政策名および内容	支援・実施機関
第9次五カ年計画（9・5計画）及び2010年までの長期計画 ・経済開発、都市・農村開発、環境建設の同時計画、同時実施、同時発展を堅持する。 ・戦略：全人民の環境保護意識の高揚、汚染物質の排出・放出総量規制の実施、環境保護の管理体系と法規体系の完備 ・実施面：県レベル以上の工業、郷鎮企業、都市等に廃水処理率、排ガス処理率、汚水処理率等の指標及び重点実施地区を明示 「環境保全に係る諸問題に関する国務院決定について」/1996年8月3日 ・環境保全行政として講ずべき10項目の措置の定義 - 環境改善目標の明確化と環境行政責任者の責任制の義務 - 重点課題の明確化地球環境問題の抜本的解決 - 厳格な点検と新たな汚染の断固たる抑制 - 前近代的な工場の汚染防止対策の推進 - 廃棄物の移動による汚染の防止 - 生態系のバランスの保持と自然資源の保護及び合理的開発 - 環境経済政策の改善と環境保全のための投資の拡大 - 環境保全関係法規の厳格な執行と環境監督管理の強化 - 積極的な環境科学研究の実施と環境保全産業の育成の推進強化 - 広報宣伝活動の強化による国民の環境保全意識の高揚	・中国政府 ・国務院

出典：参考資料 a)

3.3 環境関連法

法律名 / 制定・改正年	施行状況他	関連章
根拠法（基本法） ・ 環境保護法 / 1979 年 9 月 13 日試行法として公布実施、1983 年より改訂作業 1989 年 12 月 26 日公布実施 - 生活環境及び生体環境の保護・改善、汚染及び公害の防除、人体の健康の保障及び国家の建設発展を目的としている。 - 総則（目的）、環境の監督管理、環境の保護と改善、環境汚染とその他の公害防除、法律上の責任及び付則の 47 条からなる。 - 環境の定義に対して人の生存と発展に影響を及ぼす各種天然及び人工的に改造された自然要素の総体としており、きわめて広範な内容を取り入れ、かつ環境保護の対象を限定しないという特色を持つ。 - 環境監督管理として、環境・排出基準の制定、環境監視制度・監視ネットワークの設立及び管理、政府環境主管部門の環境保護計画及び環境広報の作成責務、建設項目の環境影響評価の許認可制度、政府の環境主管部門の立入権限及び事業者の環境情報提供の責務等について規定されている。 - 環境保護及び改善として、自然生態環境、風景名勝、農環境及び海洋環境の保護が規定されている。 - 環境汚染及び公害の防除は、事業者の環境汚染防止の責務、建設項目の「三同時」制度、汚濁排出費及び基準超過排出費の徴収や期間限定改善令の発動等の規定等からなる。 - 法律責任として、罰則及び行政処分の適応範囲、業務停止命令の発動権限、訴訟の手続き及び時効等の規定 - その他国際条約に関する規定もされている。	・ 試行法として 10 年間の実施状況を踏まえて改訂され、より体系的かつ具体的に、基本法として完成度の高いものとされている。 ・ 環境の定義をきわめて広い範囲にしているため、広い分野をカバーしている。 ・ 汚染物質排出費の徴収制度を規定しているが、現実的な問題として排出費の方が処理費用よりも安価であること、また、経費として認められることなどにより、処理設備を整えるよりも排出費を支払う方を選択する傾向にある。排出総量を管理するためには検討すべき課題である。	4.1 4.2 4.3(1) ~ (4) 4.4 4.7 4.8 4.9
環境管理全般 ・ 「環境保護計画管理方法」 / 1994 年 8 月 16 日公布、10 月施行 一県以上のレベルの人民政府が作成する「環境保護計画について、その作成基準、内容、報告批准手続き、実施及び実施状況の検査等に関する規定」。 ・ 「汚染物申告登記管理規定」 / 1992 年 8 月 17 日公布、10 月施行 大気、水質、工場・建築騒音、廃棄物を含む。	・ 不明	なし
水質汚濁関連 ・ 水質汚染防止法 / 1984 年 5 月公布、同年 11 月実施、1996 年 5 月改正、同日実施 - 水質汚濁の防止及び除去、環境保全、人体の健康保証及び水資源の有効利用を保証し、社会主義現代文化建設の発展を促進することを目的とする。 - 領域内の河川、湖沼、運河、水路、地表水域及び地下水域（海洋領域を除く）に適用される - 水質環境基準・排出基準の制定、国及び地方政府の水質汚濁の防除の監督管理責務、事業者の環境情報の提供及び報告の責務、汚濁排出費及び基準超過排出費の徴収、期間限定改善令及び排出禁止令の発動等の規定がされている。 - 地表水の汚染防止のため、有害物質の管理及び排出規制が規定されている。 - その他、新規事業の汚染防止施設の設置義務や地下水の汚染防止に関する規定及び罰則、法律責任司法訴訟に関する規定がされている。 ・ 水質汚染防止法実施細則 / 1989 年 7 月 12 日公布、同年 9 月 1 日実施 - 汚濁排出許可証制度の確立や立入検査及び提供する情報の種類、罰則の類別及び金額等水質汚濁法を実施するにあたる詳細を定めている。 ・ その他の公文化された規則 ・ 水質汚濁物質排出許可証管理暫定法 / 1988 年 3 月 20 日公布 申請、許可と管理の方法、罰則 ・ 飲料水水源保護区汚濁防除管理規定 / 1989 年 7 月 10 日公布 飲料水の地表水及び地下水水源保護区の設立、監督管理責務及び罰則等の規定 ・ 污水处理施設環境保護監督管理方法 / 1989 年 5 月 9 日 事業者の污水处理施設の運行 に関する規定 ・ 水汚濁に関わる環境基準の一例 ・ 「地面水環境基準」（GB-3838-88） ・ 「生活飲料水衛生基準」（GB-5749-85） ・ 「海水水質基準」（GB-3097-82） ・ 「污水総合排出基準」（GB-8978-88） ・ 「農田灌漑水質基準」（GB-5084-92） ・ 「景觀娛樂用水水質基準」（GB-12941-91）	・ 法制度は整備されている。特に、水質汚染による損害に対する汚染者賠償義務、水質汚染事故の処理及び刑事責任等について明確に規定されており、評価すべきである。 ・ 現在水質汚染防止法実施細則の改訂作業が進められている。	4.2 4.6

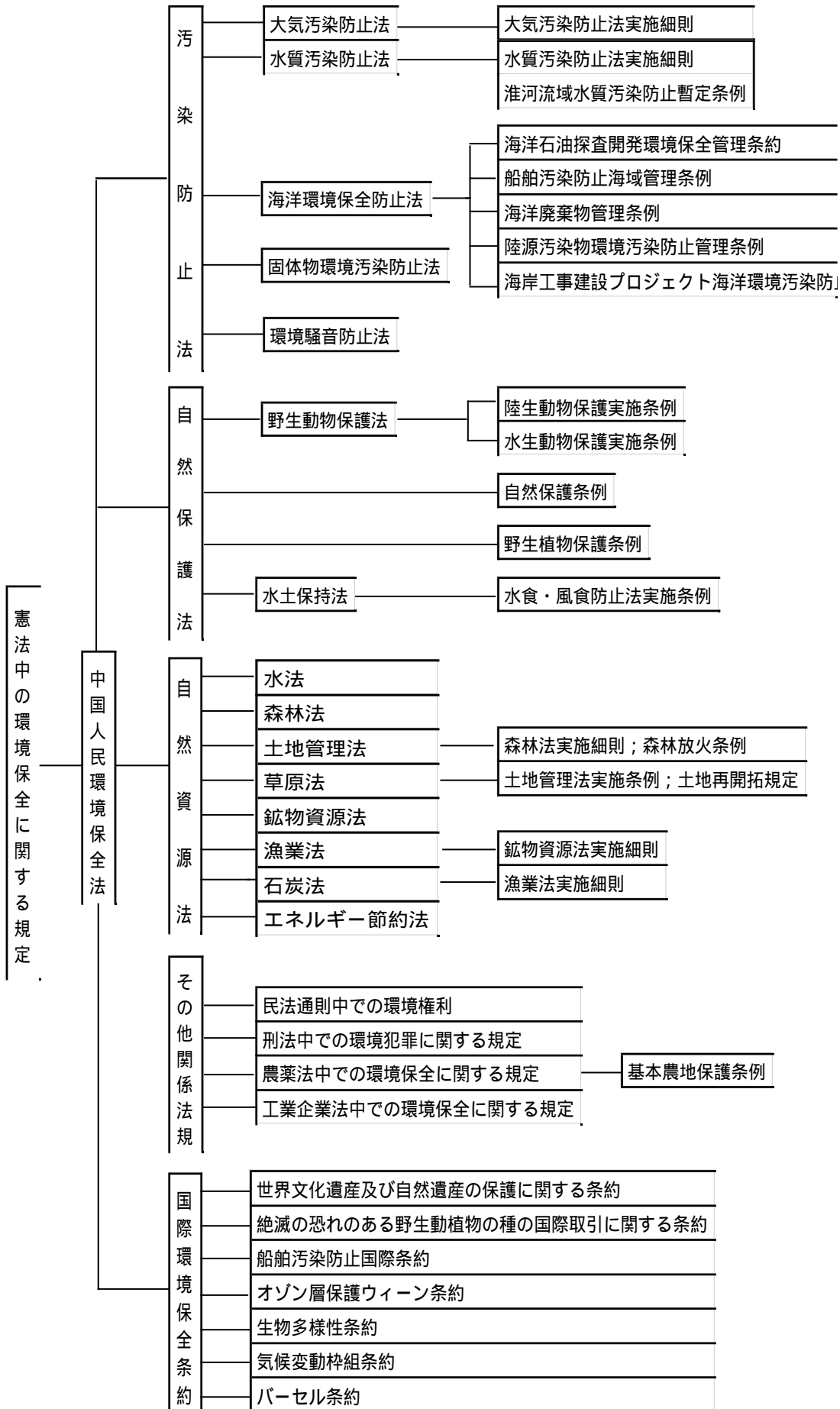
法律名 / 制定・改正年	施行状況他	関連章
大気汚染関連 ・大気汚染防除法 / 1987 年 9 月 5 日公布、1988 年 6 月 1 日実施、1995 年 8 月 29 日改正、同日実施 － 大気汚染防止、生活環境の保護、生態環境の改善、健康の保障をはかることを目的としている。 － 大気環境基準・排出基準の制定、国及び地方人民政府の環境主管部門の大気汚染防除の監督管理責務、公安、交通、鉄道及び漁業主管部門の車輛や船舶の管理監督責務等が定められている。 － 排出者の汚染防止措置の責務や建設事業の大気環境影響評価の実施、新事業の汚染防止施設の設置義務等についても定めている － 汚濁排出費及び基準超過排出費の徴収、期間限定改善令及び排出禁止令の発動等の規定。 － 有毒ガスの排出規制、排出基準超過製品の製造、販売及び輸入禁止を規定している。 － 罰則、法律責任、司法訴訟に関する規定。 ・大気汚染防除法実施細則 / 1991 年 5 月 25 日公布、同年 8 月 1 日実施 － 建設事業の環境影響評価書中の大気汚染に関する審査基準、汚染物排出許可証制度の確立、立入検査及び提供する情報の種類、ばい塵汚染防止施策に関する規定及び有毒ガス、悪臭に関する管理規定等の詳細を大気汚染防除法を実施するにあたり定めている。 ・自動車排気汚染監督管理法 / 1990 年 8 月 15 日 － 自動車の生産、車検及び修理作業における排出基準達成規定。使用者の責務。排気検査の規定等。 ・都市ばい塵規制区管理方法 / 1987 年 7 月 21 日 － 都市ばい塵規制区の基本基準、設立原則等。 ・大気汚染に関する基準： ・「大気環境基準」(GB3095-82) ・「工業“三廢”排出施行基準」(GBJ4-73) ・その他自動車排ガス、石炭発電所、ボイラー等に限定した排出基準 7 種が制定されている。	・法制度の整備はかなり水準の高いものである。 ・環境基準は、項目的にほぼ網羅されている。 ・国家基準だけでなく地方の実態により地方独自の基準規定(上乘せ基準)についても規定されており、制定の容易さにより、地方毎の基準制度、法制度の誠意がなっている。 ・悪臭に関する基準(悪臭物質及び臭気濃度を含む)は制定中である。 ・現在大気汚染防除法実施細則の改正作業が進められている。	4.1
騒音振動関連 ・環境騒音汚染防除条例(国务院令第 40 号) / 1989 年 9 月 26 日公布、同年 12 月 1 日実施、1996 年 10 月 29 日法律化 － 騒音汚染の防除、生活環境の保障、人体健康の保護を目的とする。 － 政府、地方政府及び各主管部門の責務や各種基準の適応区域の設定、監視制度やネットワークの設立、基準超過排出費の徴収、立入検査の権限、事業者の情報提供の責務等を定めている。 － 建設事業の環境影響評価書に騒音の評価が規定。 － 工場騒音や建設騒音について申告許可制度を規定したり、車輛、船舶、列車及び飛行機による交通騒音、また社会騒音に関する規定がされている。 ・騒音振動に係わる環境基準 ・「都市区域環境騒音基準」(GB3096-82) ・「空港周辺航空騒音環境基準」(GB9660-88) ・「都市区域環境振動基準」(GB10070-88)	・騒音に関する法制度は一応整備されているが、振動に関する規制法はなく、基準のみである。	4.3(1)
廃棄物処理関連 ・個体廃棄物環境汚染防止法 / 1995 年 10 月 30 日公布、1996 年 4 月 1 日実施 ・個別種類限定の法規及び関連法規： － 「海洋投棄管理条例」 / 1985 年 3 月 6 日公布 － 「ポリ塩化ビフェニルを含む電力装置及びその廃棄物による汚染防止に関する規定」 / 1991 年 1 月 23 日公布 － 「都市放射性廃棄物管理方法」 / 1987 年 7 月公布 ・廃棄物規制に関する国家基準： ・「工業“三廢”排出試行基準」(GBJ4-73)：廃気、排水、固形廃棄物の排出基準を設定 ・「有色(非鉄)金属工業個体廃棄物汚染抑制基準」(GB5085-85) ・「ポリ塩化ビフェニルを含む廃棄物汚染物の抑制基準」(GB13015-91) ・「シアン化合物を含む廃棄物汚染抑制基準」(GB12502-90) ・「建築材料用工業廃棄物中の放射性物質規制基準」 ・「都市ごみの農用規制基準」(GB8172-87) ・廃棄物輸入に関する環境保全暫定管理規定 / 1996 年 4 月 1 日実施	・国家環境保護局により「有害廃棄物管理方法」、「有害廃棄物越境管理条例」等が策定中である。 ・現在の処理方法の多くは土壌埋設か焼却であるが、共に土壌、大気及び水質の汚染を引き起こしている。目下のところ根本的な処理方法の改善が課題となっている。 ・内容が 1974 年当時の実態に合わせたものであるため、一般消費材の消費量が著しく増加している現状に合ったものが早急に必要(現在検討中である模様)	4.3(4) 4.4

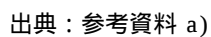
法律名 / 制定・改正年	施行状況他	関連章
自然保護関連の根拠法 ・「環境保護法」が該当する ・自然保護区条例 / 1994 年 10 月 9 日公布、1994 年 12 月 1 日施行 － 自然保護区の管理体制・責任・職務範囲、自然保護区の設立基準、罰則及び刑事責任等に関する規定 ・野生植物保護条例 / 1996 年 9 月 30 日公布	・法制度としては整備されている。 ・「全国陸生動物資源調査技術マニュアル」、「全国重点保護野生植物資源調査技術マニュアル」が 1996 年に公布された。	4.8 4.9
森林保護関連 ・森林法 / 1984 年 9 月 20 日成立 － 森林資源の保護及び合理的な利用、国土緑化の促進、森林の水土保持、気候調節等の機能発揮、国家建設及び人民生活の需要に適應することを目的とする。 － 森林資源の所有権及び用途分類に関する規定。 － 国家、地方人民政府の森林経営管理、森林保護、火災及び森林病虫害の防止責務及び国民の森林保護と植樹の義務を定めている。 － 森林伐採の年度額設定、伐採許可書制度や乱伐盗伐等に対する罰則及び法律責任を規定している。 ・森林法実施細則 / 1986 年 5 月 10 日公布 － 国务院による国家重要保護林の批准。各地方の人民政府による所管内地域の森林類別設定や森林基金の運用方法等森林法実施にあたる細目を規定。 － 各地方の人民政府所管区域の緑化計画設定。全国森林被覆率の目標：30%、山区：70%以上、丘陵地区：40%以上、平野：10%以上	・森林の利用・保全に係わる根拠法は整備されており、具体的な森林管理及び植林等の森林保護は政策及び計画の策定に基づいて実施されている。 ・法制度の整備状況としては高水準と思われるが、その実施状況については計画外の伐採等かなり多く、今後国民の教育も含めて森林管理体制の強化が望まれる。	4.8
沿岸・海洋資源保護関連 4 ・海洋環境保護法 / 1982 年 8 月公布、1983 年 3 月実行 － 海洋環境及び資源の保護、汚染防止、生態系バランスの保護、人体健康の保護及び海洋事業の促進を目的とする。 － 法律の適用範囲：内海、領海、その他の管理海域及び海域以外で管理海域に汚染を及ぼす行為。 － 海洋特別保護区、海上自然保護区及び海浜風景遊覧区を設定している － 海岸の建設事業の環境影響評価、汚染防除措置及び生態資源保護配慮責務、海洋石油調査及び開発事業者の環境影響評価の責務等も定めている。 ・「海洋環境保護法」に基づき、「陸上起源汚染物による海洋環境汚染防除管理条例」（1990 年）、「海岸地域建設事業による海洋環境汚染防止管理条例」（1990 年）、「海洋投棄管理条例」（1985 年）、「船舶による海域汚染防止管理条例」（1983 年）等が制定された。 ・漁業法 / 1986 年 1 月 20 日成立 － 漁業資源の保護、増殖、開発及び合理的利用の強化、人口養殖の発展、漁業生産者の合法利権の保障、漁業生産の発展促進等を目的とする。 － 法律の適用範囲：内水、湿原、領海及びその他の管理海域における漁業生活活動。 － 養殖業の奨励及び水面、岸の使用権認定、公海、外洋の保護奨励及び内水、近海の捕獲規制（捕獲許可証制度）等を定めている。 ・漁業法実施細則 / 1987 年 10 月 20 日公布 － 漁業資源保護に関し、具体的に規定している。 ・水産資源保護条例 / 1979 年 2 月 10 日公布 － 重点保護の水生物：魚類海水魚 26 種、淡水魚 23 種；海老蟹類 7 種；貝類 14 種；海藻類 6 種；淡水食用水性植物 3 種；その他 11 種が設定されている。 － 禁漁区及び禁漁期：産卵場、越冬場、幼体餌場の作業禁止及び規制。回遊ルート	・海洋環境保護、資源保護多分野にわたり、整備されている。 ・海洋環境保全法の改正作業が現在行われている。	なし
土壌浸食及び土壌汚染関連 ・水土保持法 / 1991 年 6 月 29 日成立 － 土壌浸食及び流出の予防及び回復、水土資源の合理利用及び保護、水害、干ばつ、風害の減少、生態環境の改善及び国民生産の発展を目的とする － 予防に関する措置として、干拓禁止区域の設定、傾斜地の干拓、樹木の伐採に関する規定、環境影響評価における水土保持対策の規定。 － 監視ネットワークの設立、状況の予報及び広報。 ・土地回復規定 / 1988 年 10 月 21 日公布 － 生産、建設活動等によって破壊された土地に対して破壊者の回復責務等を規定している。 ・土壌汚染に係わる基準： 「農業用汚泥中汚染物規制基準」（GB4284-84） ・農薬管理条例 / 1997 年 5 月 7 日公布	・土壌汚染防止に関する法規制は整備されていない。土壌に関する環境基準も統合していない。農業に利用する汚泥以外は廃棄物管理及び汚染防止の範囲で言及している。 - 例：PCB の土壌汚染規制値 1 級：50mg/kg ~ 500mg/kg 農工業利用禁止 2 級：500mg/kg 各種利用禁止	4.3(2)

法律名 / 制定・改正年	施行状況他	関連章
生物多様性関連 ・野生動物保護法 / 1988 年 11 月 8 日成立 － 貴重、絶滅の危機に瀕する野生動物の保護、野生動物資源の合理利用及び保護、生態系バランスの維持を目的とする。 － 野生動物の範囲：陸生動物及び水生動物の貴重種及び絶滅の危機に瀕する種；経済及び科学研究価値を有する陸生野生動物 － 重点保護野生動物の種、生息地域及び自然保護区を指定し、重点保護野生動物の捕獲、殺害禁止や特殊目的時の捕獲許可証制度を定めている。 － 非重点保護野生動物においても、狩猟許可制度、種類、数量、地点及び期間限定している。 ・野生植物保護条例 / 1996 年 9 月 30 日公布 ・森林及び野生動物類型自然保護区管理方法 / 1985 年 7 月 6 日公布実行 － 森林及び自然保護区の設立基準、自然保護区管理機構の設立、自然保護区における観光、研究、生産活動の制限等に関する規定。	・一時荒廃の時代があったものの、現在 はかなり整備されている。 ・大量のそして多様な稀少な動植物を、各種保護政策により、その生息状況に効果を修めている。・過度な観光事業や不当な管理により問題が引き起こされており、特に交通の便の良い所では重大な問題となっており、更なる対策が必要である。 ・高等動植物にしか充分な保護対策が取られておらず、更に保護管理範囲を拡大する必要がある。	4.9
環境配慮（アセスメント）に関する法制度 ・建設事業環境保護管理方法 / 1986 年 3 月 26 日公布 － 環境に影響のある工業、交通、水利、農林、商業、衛生、文教、科学研究、観光事業及び行政等を含む国内における全ての建設事業，技術改良事業及び地域開発を対象とする。 － 「三同時」制度（汚染防除施設は主体工事と同時設計、同時建設、同時共用）を定めている。 － 各地方人民政府の環境保護部門に設計計画書、事前調査報告書、事業契約書及び環境影響評価書の審査権限、環境保護施設の建設工事検査、完了検収及び運行管理の監督責務を定めている。 － 環境影響評価調査者の資格認定制度 ・「建設事業環境管理手続き」（1990 年 6 月）、「建設項目環境保護設計規定」（1987 年 3 月）、「建設事業の環境影響評価書の審査批准権限に関する規定」（1986 年 10 月）、「建設事業環境影響評価証書の管理方法」（1989 年 9 月）及び「建設事業環境影響評価費用徴収の原則及び方法（試行）」（1989 年 5 月）制定 ・「環境騒音汚染防止法（13 条）」及び改正後の「水質汚染防止法（13 条）」において新たに住民参加に関する規定が設けられた。	・計画段階でなく、具体的な建設事業を対象とする。 ・少数意見で事業が滞ることはなく、国家的利益を考え事業実施を優先。住民関与は制度としては取り入れられていない。 ・事業規模によって審査者のレベルが違うが中小規模の事業についてはその基準は必ずしも明確ではない。 ・「三同時」制度は資金等の制約で十分な実施がなされていない。	なし

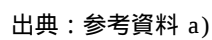
出典：参考資料 d)

環境関連法体系図





立法・発布・施行の流れ



環境関連法の改正の流れ

4. 環境の現況課題

4.1 大気汚染

都市部における大気汚染は深刻である。各都市で大気中の浮遊粒子状物質濃度が環境基準値を超えており、「国家環境保護観測ネットワーク」の都市では年平均値が $79 \sim 618 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、全国の都市部の平均で $309 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となっている。北部の都市が高い値となっている。二酸化硫黄及びオゾンについては全国の都市の平均濃度がそれぞれ $79 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 及び $53 \mu\text{g}/\text{m}^3$ と基準値を超えている。（参考資料a）

関係機関	
全国人民代表大会環境与資源保護委員会	国务院環境保護委員会
国家環境保護局（地方環保局を含む）	中国科学院環境保護関連研究機構
農業部	林業部
国防部	電力工業部
電子工業部	冶金部
化工部	水利部
衛生部	国务院法制局
中国石油天然気総公司	中国有色金属工業公司
中国核工業総公司	

出典：参考資料 a)

法律・基準等	有無	法律・基準名 / 記載資料名
大気関連法	○	・ 環境保護法 / 1989 年 12 月 26 日公布実施 ・ 大気汚染防除法 / 1987 年 9 月 5 日公布、1988 年 6 月 1 日実施、1995 年 8 月 29 日改正実施
環境大気基準	○	・ 大気環境基準（GB3095-82）
排出基準（固定・移動発生源）	○	・ 工業“三廢”排出施行基準（GBJ4-73） ・ その他自動車排ガス、石炭発電所、ボイラー等に限定した排出基準 7 種が制定されている。
大気モニタリング結果	○	・ 中国環境年鑑等に概要が記載されている。

注）○：有り、×：なし、：策定予定あり、？：不明

大気環境基準（GB 3095-82）

（単位： mg/m^3 ）

汚染物質	測定時間	第一級基準	第二級基準	第三級基準	日本での基準
総浮遊粒子状物質	日平均*	0.15	0.30	0.50	1 時間値の 1 日平均が $0.10 \text{mg}/\text{m}^3$ 以下 かつ 1 時間値が $0.20 \text{mg}/\text{m}^3$ 以下
	任何一次**	0.30	1.00	1.50	
浮遊粒子	日平均*	0.05	0.15	0.25	1 時間値の 1 日平均が 0.04ppm 以下 かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下
	任何一次**	0.15	0.50	0.70	
二酸化硫黄	日平均*	0.02	0.06	0.10	1 時間値の 1 日平均が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内または それ以下
	任何一次**	0.05	0.15	0.25	
窒素酸化物	日平均*	0.05	0.10	0.15	1 時間値の 1 日平均が 10ppm 以下 かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下
	任何一次**	0.10	0.15	0.30	
一酸化炭素	日平均*	4.00	4.00	6.00	1 時間値が 0.06ppm 以下
	任何一次**	10.00	10.00	20.00	
光化学オキシダント (O_3)	1 時間平均	0.12	0.16	0.26	
備考		長期曝露で自然、人体に影響を及ぼさない基準	長期短期の曝露で人体及び都市農村の動植物に影響を及ぼさない基準	急性慢性中毒を生じない、都市の動植物が成長できる基準	

注）日平均*：いかなる日においても、測定値の日平均濃度が超えてはならない限界値。

任何一次**：いかなる 1 回の測定値も超えてはならない限界値。ただし、1 回の測定時間は汚染物質により異なるもので、関連規定を参照のこと。

年日平均***：いかなる年においても、測定値の平均濃度が超えてはならない限界値。

出典：参考資料 d)

業種別廃気排出量（1993年）

業 種	総排出量 (億m ³)	二酸化硫黄 (1,000t)	煤塵 (1,000t)	業 種	総排出量 (億m ³)	二酸化硫黄 (1,000t)	煤塵 (1,000t)
鉱業	3,518	464	370	化学繊維工業	2,269	113	56
食品・飲料・タバコ製造業	2,832	561	869	ゴム製品製造業	576	79	37
紡績業	1,800	401	225	プラスチック製品製造業	288	30	13
皮革・毛皮製品製造業	99	20	14	建設原材料等製造業	13,002	1,275	879
製紙及び紙製品	1,731	282	287	セメント製造業	9,105	667	393
印刷業	58	9	5	鋼鉄及び鉄鋼圧延加工業	14,021	790	432
電力・蒸気供給業	32,264	6,283	4,193	非鉄金属及び非鉄金属圧延加工業	4,271	580	103
石油工業	1,577	74	31	金属製品製造業	282	40	34
コークス・ガス・石炭製品製造業	975	102	102	機械・電気・電子機械製品製造業	4,220	411	282
化学工業	7,539	1,090	589	その他	1,413	197	214
医薬品製造業	688	122	68	合 計	102,528	13,590	8,982

出典：「中国環境年鑑 1994」 pp. 414～415. (参考資料 d) より)

214

大気汚染物質の排出基準

番号	有害物質名	有害物質 排出業種	排出基準		
			排気筒 高さ(m)	排出量 (kg/h)	排出 濃度 (mg/m ³)
1	二酸化硫黄	電力	30	82	
			45	170	
			60	310	
			80	650	
			100	1,200	
		冶金	120	1,700	
			150	2,400	
			30	52	
			45	91	
			60	140	
		化工	80	230	
			100	450	
			120	670	
			30	34	
			45	66	
			60	110	
			80	190	
			100	280	
2	二酸化炭素	軽工	20	5.1	
			40	15	
			60	30	
			80	51	
			100	76	
3	硫化水素	化工・軽工	120	110	
			20	1.3	
			40	3.8	
			60	7.6	
			80	13	
4	フッ化物(F)	化工	100	19	
			120	27	
			20	1.8	
5	窒素酸化物	冶金	50	4.1	
			120	24	
			20	12	
6	塩素	化工・冶金	40	37	
			60	86	
			80	160	
			100	230	
			20	1.3	
7	塩化素水素	冶金	40	15	
			60	30	
			80	51	
			100	76	
			120	110	
8	一酸化炭素	化工・冶金	20	5.1	
			40	15	
			60	30	
9	硫酸	冶金	80	5.9	
			100	20	
			30	160	
10	鉛	化工	60	620	
			100	1,700	
			30~45		260
11	水銀	軽工	60~80		600
			100		34
			200		47
12	ベリウム化合物		20		0.01
			30		0.02
			45~80		0.01
13	電力		30	82	
			45	170	
			60	310	
			80	650	
			100	1,200	
			120	1,700	
			150	2,400	
					200
					200
					200
14	工業及び暖房ボイラ- 鉄鋼・電気炉 鉄鋼・転炉(12トン以上) 鉄鋼・転炉(12トン以下) セメント 粉塵(第1類) 粉塵(第2類)				50
					50
					100
					100
					150

出典：参考資料 d)

4.2 水質汚染

都市部、とくに工業都市を流れる河川の汚染が進んでいる。全国の都市河川の約80%は飲料水に利用されているため水質改善は緊急課題である。とくに汚染のひどい河川としては遼河、海河、淮河が挙げられる。湖沼については太湖、巢湖、池や都市周辺の池などで富栄養化が進んでいる。全国の地下水の50%が汚染されている。（参考資料a）

関係機関	
国家環境保護局（地方環保局を含む）	中国科学院環境保護関連研究機構
農業部	林業部
国防部	冶金部
化工部	化工部
煤炭部	水利部
衛生部	國務院法制局
中国石油天然気総公司	中国有色金属工業公司
中国核工業総公司	

出典：参考資料 a)

法律・基準等	有無	法律・基準名 / 記載資料名
水関連法	○	・環境保護法 / 1989 年 12 月 26 日公布実施 ・水質汚濁除去法 / 1984 年 5 月公布、同年 11 月実施、1996 年 5 月 15 日改正 ・水質汚濁防除法実施細則 / 1989 年 7 月 12 日公布、同年 9 月 1 日実施 ・水質汚濁物質排出許可証管理暫定法 / 1988 年 3 月 20 日公布 ・飲料水水源保護区汚濁防除管理規定
水質環境基準	○	・自然環境省資料、資料名は不明
排水水質基準	○	・污水総合排出基準（GB-8978-88） その他各種あり
飲料水水質基準	○	・生活飲料水衛生基準（GB-5749-85）
水質モニタリング結果	○	・概要は中国環境年鑑に記載されている。

注）○：有り、×：なし、：策定予定あり、？：不明

水質汚染状況

	河川	湖沼・池	地下水	沿岸域
汚染の著しい地区	「三河」（遼河、海河、淮河）及び都市周辺の河川	「三湖」（太湖、巢湖、池）	地下水を主な水源とする都市	河口、港湾周辺の都市
主要汚染物質	アンモニア、窒素、揮発性フェノール類	COD、BOD、リン、窒素	フェノール、窒素	窒素、リン、石油類

出典：参考資料 a)

工業廃水の基準（GB 8978-88）

第 1 類汚染物最高許容排出濃度（mg/ℓ）

汚染物	最高許容排出濃度
1. 総水銀	0.05*
2. アルキル水銀	不検出
3. 総カドミウム	0.1
4. 総クロム	1.5
5. 六価クロム	0.5
6. ひ素	0.5
7. 総鉛	1.0
8. 総ニッケル	1.0
9. ベンゾ(a)ピレン**	0.00003

注）＊：ソーダ工場（新設、拡張、改造企業）では 0.005mg/ℓ を採用。

**：施行基準であり、二級、三級標準区では通用しない。

第2類汚染物最高許容排出濃度 (mg/ℓ)

標準分類 規 模	一級標準		二級標準		三級標準
	新拡張	現 有	新拡張	現 有	
1. pH 値	6～9	6～9	6～9	6～9	6～9
2. 色度 (希釈倍率)	50	80	80	100	-
3. 浮遊物	70	100	200	250	400
4. BOD (5日間)	30	60	60	80	300
5. COD (重クロム酸)	100	150	150	200	500
6. 石油類	10	15	10	20	30
7. 動植物油	20	30	20	40	100
8. 揮発性フェノール	0.5	1.0	0.5	1.0	2.0
9. シアン化合物	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0
10. 硫化物	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0
11. アンモニア性窒素	15	25	25	40	-
12. フッ化物	10	15	10	15	20
	-	-	20	30	-
13. リン酸塩 (P換算)	0.5	1.0	1.0	2.0	-
14. ホルマリン	1.0	2.0	2.0	3.0	-
15. アニリン類	1.0	2.0	2.0	3.0	5.0
16. ヒドロベンゼン類	2.0	3.0	3.0	5.0	5.0
17. 陰イオン界面活性剤 (LAS)	5.0	10	10	15	20
18. 銅	0.5	0.5	1.0	1.0	2.0
19. 亜鉛	2.0	2.0	4.0	5.0	5.0
20. マンガン	2.0	5.0	2.0	5.0	5.0

出典：「環境保護法基準標準」国家環境保護局 (参考資料 d)より)

業種別の廃水及び汚染物質排出量 (1993年)

業 種	総排出量 (100万ト)	水銀 (ト)	カドミウム (ト)	浮遊物質 (1,000ト)	COD (1,000ト)
鉱業	1,487	4.02	16.16	1,404	146
食品・飲料・タバコ製造業	1,927	0.00	0.02	798	1,565
紡績業	1,294	0.06	0.23	139	291
皮革・毛皮製品製造業	60	0.04	0.45	28	50
製紙及び紙製品	2,158	0.73	0.05	1,157	2,418
印刷業	31	0.01	0.00	1	4
電力・蒸気供給業	2,127	0.38	1.83	1,102	83
石油工業	371	0.05	0.11	20	31
コークス・ガス・石炭製品製造業	196	0.03	0.00	11	39
化学工業	4,918	7.19	12.05	845	675
医薬品製造業	460	0.00	0.00	77	311
化学繊維工業	576	0.00	0.00	115	143
ゴム製品製造業	172	0.02	0.00	14	12
プラスチック製品製造業	72	0.00	0.07	3	5
建設原材料等製造業	576	0.04	0.14	3,115	26
セメント製造業	253	0.04	0.00	23	4
鋼鉄及び鉄鋼圧延加工業	3,009	0.14	7.00	664	184
非鉄金属及び非鉄金属圧延加工業	444	3.07	93.10	80	19
金属製品製造業	105	0.00	0.23	31	12
機械・電気・電子機械製品製造業	1,367	0.41	0.75	78	79
その他	601	0.06	1.80	138	132

出典：「中国環境年鑑 1994」pp. 412～413. (参考資料 d)より)

地表面水の水質基準 (GB 3838-88)

番号		類	類	類	類	類
	基本的要求条件	すべての水は、人為的（非自然的）原因によって以下の物質を誘導してはならない。 a. 普通に沈殿ができ、悪い沈殿物を形成する b. 浮遊物、破片、かす、油類、その他不快を誘う物質 c. 悪い色彩、臭い、呈味、濁り d. 人体や動植物に対して、損害を与えたり、毒性 または有害な生理的影響を与える物質 e. 有害な水生生物を発生させるもの				
1	水温（ ）	人為的に引き起こされる水温の変化の限界は次のとおりとする。 夏季は、週平均最大温度上昇範囲は、1 未満 冬季は、週平均最大温度上昇範囲は、2 未満				
2	pH	6.5 ~ 8.5				6 ~ 9
3	硫酸鉛* (SO ₄ ²⁻ 換算)	250 以下	250	250	250	250
4	塩化物* (Cl ⁻ 換算)	250 以下	250	250	250	250
5	溶解性鉄*	0.3 以下	0.3	0.5	0.5	1.0
6	総マンガン*	0.1 以下	0.1	0.1	0.5	1.0
7	総銅*	0.01 以下	1.0	1.0	1.0	1.0
8	総亜鉛*	0.05	(漁場 0.01) 1.0	(漁場 0.1) 1.0	2.0	2.0
9	硝酸塩 (N 換算)	10 以下	10	20	20	25
10	亜硝酸塩 (N 換算)	0.06	0.1	0.15	1.0	1.0
11	非イオンアンモニア	0.02	0.02	0.02	0.2	0.2
12	ケルダール態窒素	0.5	0.5	1	2	2
13	総リン (P 換算)	0.02	0.1 (湖沼・ダム 0.025)	0.1 (湖沼・ダム 0.05)	0.2	0.2
14	過マンガン酸塩指数	2	4	6	8	10
15	溶存酸素	飽和率 90%	6	5	3	2
16	化学的酸素要求量 (COD _{cr})	15 以下	15 以下	15	20	25
17	生物化学的酸素要求量 (BOD ₅)	3 以下	3	4	6	10
18	ふっ化物 (F 換算)	1.0 以下	1.0	1.0	1.5	1.5
19	セレン (4 価)	0.01 以下	0.01	0.01	0.02	0.02
20	全ひ素	0.05	0.05	0.05	0.1	0.1
21	総水銀**	0.00005	0.00005	0.0001	0.001	0.001
22	総カドミウム***	0.001	0.005	0.005	0.005	0.01
23	クロム (6 価)	0.01	0.05	0.05	0.05	0.1
24	総鉛**	0.01	0.05	0.05	0.05	0.1
25	総シアン化合物	0.005	0.05 (漁場 0.005)	0.2 (漁場 0.005)	0.2	0.2
26	フェノール**	0.002	0.002	0.005	0.01	0.1
27	石油類** (石油エーテル抽出物)	0.05	0.05	0.05	0.5	1.0
28	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.2	0.2	0.3	0.3
29	総大腸菌群*** (個/ℓ)			10,000		
30	ベンゾ(a)ピレン*** (ug/ℓ)	0.0025	0.0025	0.0025		

注) *: 地方のバックグラウンド値の特徴に基づいて調整される。特に表示していない単位は mg/ℓ

**: 公定分析 (検定) 方法の検出限界では基準の要求に達していない。

***: 施行基準

出典: 「環境保護法基準標準」国家環境保護局 (参考資料 d) より)

4.3 その他の汚染等に関わる環境影響

参考資料 a)ではその他の汚染等として(1)騒音、(2)土壌汚染、(3)地盤沈下、及び(4)放射能汚染を挙げている。(1)については都市で増加する自動車やオートバイの交通騒音について、(2)～(4)の事項については以下に示すとおりである。いずれも詳細な情報は不明である。

(2) 土壌汚染：廃棄物の不法投棄や不適切な処分方法、及び農薬の大量使用により土壌汚染が至る所で発生している。

(3) 地盤沈下：地下水の汲み上げ過ぎにともない、塩害などの水質悪化や地盤沈下が生じている。山東博、河北滄州等の市では地下水汲み上げ量が非常に多く、年間降水量が増加しているにも係わらず地下水位が低下している。

(4) 放射能汚染：発電所や医療施設などで使用される放射性物質により、下表のような事故が発生しており、事故に伴う環境への影響が懸念される。

放射能汚染に係わる事故の発生状況（1985～1995年）

事故の種類(%)	事故レベルの分類比率	事故の要因比率	事故発生分野比率
基準量以上の被爆(18.6)	特重大事故(9.9%)	過失事故(78.7%)	工 業(26.7%)
放射能物質の拡散・漏れ・紛失 (67.7)	重大事故(33.6%)	技術的事故(17.4%)	地 質(29.2%)
年間商社基準量超過 (0.3)	一般事故(56.3)	その他(3.9%)	衛 生(21.3%)
表面汚染基準超過(5.2)			研 究(20.0%)
その他 (8.2)			その他(2.8%)
事故総数1,014件(100%)	986件*(99.8%)	1,013件**(100%)	1,014件

注) *：28件は不明。 **：1件は不明。

出典：参考資料a)

関係機関
国家環境保護局（地方環保局を含む） その他不明

法律・基準等	有無	法律・基準名 / 発行年
関連法	○	・環境保護法 / 1989 年 12 月 26 日公布実施
騒音関連法・基準	○	・環境騒音汚染防除条例(國務院令第 40 号) / 1989 年 12 月 1 日実施、 1996 年 10 月 29 日法律化 ・都市区域環境騒音基準 (GB3096-82) ・空港周辺航空騒音環境基準 (GB9660-88) ・都市区域環境振動基準 (GB10070-88)
土壌汚染関連法・基準	○	・水土保持法 / 1991 年 6 月 29 日成立 ・土地回復規定 / 1988 年 10 月 21 日公布 ・農業用汚泥中汚染物規制基準 (GB4284-84)
地盤沈下関連法・基準	?	・ ?
放射性物質関連法・基準	○	・都市放射性廃棄物管理方法 / 1987 年 7 月公布

注) ○：有り、×：なし、：策定予定あり、?：不明

4.4 廃棄物管理

中国における生活ゴミ発生量は、1989年に年間1億2,660万トンであり、年々増加傾向にある。一方同年の日本の一般廃棄物発生量は4,997万トンであった。これらの発生量を国民一人当たり換算すると中国と日本ではそれぞれ平均308g/人と1,114g/人となり、中国国民一人当たりでは日本の4分の1程度である。中国での生活ゴミの収集・運搬・処理は市の衛生局の責務である。収集・運搬については収集車輛の不足やアクセスの悪い地域では、収集されずにゴミが散乱している地域もある。処理については一部の都市で衛生埋立が行われているが、ほとんどは野積みされているか施肥されている。

工業ゴミ（産業廃棄物）については、生産技術と管理レベルが低いため、資源が有効利用されておらず単位投入資源費用に対する廃棄物の発生割合が高いが、資源の有効かつ効率的な利用の努力の結果、1985年に5.84トン/万元が1988年には4.63トン/万元と減少してきている。しかし急速な工業化に伴い工業ゴミの総発生量は増加傾向にある。（参考資料g）

注）中国では都市ゴミの中で住民の消費過程で発生する廃棄物とし尿を併せて「都市生活個体廃棄物」（上記では生活ゴミと略）、核工業の生産過程において発生する廃棄物を「工業個体廃棄物」（上記では工業ゴミと略）と呼んでいる。

関係機関	
国家環境保護局（地方環保局を含む）	中国科学院環境保護関連研究機構
農業部	国防部
電力工業部	電子工業部
冶金部	化工部
國務院法制局	中国石油天然氣總公司
中国有色金属工業公司	中国核工業總公司
市衛生局	

出典：参考資料 a)

生活ゴミ対策施設等導入の計画・実施の事例
・ 広州市：外国から主要な施設と技術を導入し、400トン/日の処理能力を有するし尿処理場を建設中。衛生埋立による生活ゴミの処分技術を導入 ・ 北京市：300トン/日の処理能力を有する堆肥化プロジェクトのうち、100トン/日の堆肥化実験工場の建設計画を立案。 ・ 深 市：日本からの主要設備と技術を導入し、300トン/日（150トン/日×2基）の処理能力を有するゴミ焼却施設を完成。

出典：参考資料 g)

工業ゴミの発生・処理状況の推移

発生・処理項目	1990年	1992年	1993年
発生量（万トン）	57,797	61,884	61,708
排出量（万トン）	4,767	2,587	2,152
類型残存総量（万トン）	648,173	591,608	596,576
占有面積（ヘクタール）	58,390	54,223	52,052
処理量（万トン）	4,884	不明	不明
処置量（万トン）	32,026	13,986	15,720
貯蔵量（万トン）	不明	26,836	26,665
総合利用量（万トン）	16,943	25,554	24,826

注）ここでいう工業ゴミは国や地方の工業行政に直接管理されている企業から発生するゴミであり、農村部を中心に設立されている2,079万社にものぼる郷鎮企業（町村企業）から発生するゴミは含まれていない。

出典：参考資料 g)

法律・基準等	有無	法律・基準名 / 発行年
廃棄物関連法	○	・環境保護法 / 1989 年 12 月 26 日公布実施 ・个体廃棄物環境汚染防止法 1995 年 10 月 30 日公布、1996 年 4 月 1 日実施 ・海洋投棄管理条「 / 1985 年 3 月 6 日公布 ・ポリ塩化ビフェニルを含む電力装置及びその廃棄物による汚染防止に関する規定 / 1991 年 1 月 23 日公布 ・都市放射性廃棄物管理方法 / 1987 年 7 月公布
廃棄物関連基準	○	・工業“三廃”排出試行基準（GBJ4-73）：廃気、排水、固形廃棄物の排出基準を設定 ・産業廃棄物輸入に関する環境保全暫定管理規定実施 / 1996 年 4 月 1 日実施 ・有色（非鉄）金属工業个体廃棄物汚染抑制基準（GB5085-85） ・ポリ塩化ビフェニルを含む廃棄物汚染物の抑制基準（GB13015-91） ・シアン化合物を含む廃棄物汚染抑制基準「GB12502-90） ・建築材料用工業廃棄物中の放射性物質規制基準 ・都市ごみの農用規制基準（GB8172-87）

注) ○：有り、×：なし、：策定予定あり、？：不明

4.5 エネルギー保全・代替エネルギー

中国は急速な経済成長に伴う下表のようなエネルギー需要の大幅な増加に対し、エネルギー効率の改善に努めるとともに山峡ダムのような大規模水力発電所や原子力発電所を積極的に建設していく一方で、新エネルギー及び代替エネルギーの開発を実施している。主な新エネルギー及び代替エネルギーとしては、太陽エネルギー、風力エネルギー、及び地熱エネルギーである。太陽エネルギーは太陽熱利用温水器と太陽光発電があるが、どちらも技術的・財政的にまだ余り利用されていない。風力エネルギーについては1996年までに全国で20基の風力発電施設が建設されており、技術的・財政的な問題はあがあるが国家計画委員会の“乗風計画”により推進している。地熱資源は利用可能量がかなりあると考えられており、特に雲南省からチベットにかけての地域が条件がよいが、技術的には利用可能なレベルに至っていない。また中小都市ではこれまで利用されていた豆炭が徐々に天然ガスに転換されつつある。農村部では、農作物の残り、その他の有機廃棄物がバイオマス・エネルギーとして積極的に利用されている。その利用量は、2.6億石炭換算トに相当し、農村地域へのエネルギー供給の70%に相当している。(参考資料a), g))

関係機関				
全国人民代表大会環境与資源保護委員会		国务院環境保護委員会		
国家環境保護局（地方環保局を含む）		国家計画委員会		
国防部	電力工業部	化工部	煤炭部	水利部
衛生部	国务院法制局	中国石油天然気総公司	中国核工業総公司	

出典：参考資料 a)

中国のエネルギーバランス

エネルギー項目	1980年	1985年	1990年	1992年
消費可能エネルギー総量	61,557	77,603	96,138	104,880
一次エネルギー生産量	63,735	85,546	103,922	107,256
輸入	261	340	1,310	3,334
輸出	3,058	5,774	5,875	5,633
在庫調整差額	619	2,509	3,219	77
エネルギー消費総量	60,275	76,682	98,703	109,170
物質生産部門	48,857	60,894	79,431	89,173
農林牧畜水産業	3,471	4,045	4,852	5,020
工業	41,010	51,068	67,578	76,279
重工業	(不明)	(不明)	(不明)	15,651
軽工業	(不明)	(不明)	(不明)	60,628
建築業	956	1,302	1,213	1,393
交通運輸通信業	2,902	3,713	4,541	5,058
商業等	518	766	1,247	1,424
非物質生産部門	1,835	2,470	3,473	4,361
生活消費	9,583	13,318	15,799	15,636
差額	1,282	921	2,565	4,290

注) 単位：標準炭換算万トン、はマイナス値 出典：「中国統計年鑑 1994」p.194 (参考資料 d)より)

中国のエネルギー生産・消費量の推移

指 標	1978年	1980年	1985年	1990年	1992年	1993年
総生産量（標準炭換算 100万トン）	628	637	855	1,039	1,073	1,113
総消費量（標準炭換算 100万トン）	571	603	767	987	1,092	1,118
石炭生産量（100万トン）	618	620	872	1,080	1,116	1,150
原油生産量（100万トン）	104	106	125	138	142	145
発電量（億 kWh）	2,566	3,006	4,107	6,212	7,539	8,395

出典：「中国統計年鑑 1994」pp.193～197 (参考資料 d)より)

法律・基準等	有無	法律・基準名 / 記載資料名
エネルギー利用・保全に関する法	○	・エネルギー節約法 / 1997年

注) ○：有り、×：なし、：策定予定あり、？：不明

4.6 水供給

中国政府では都市部における上水道の普及率向上に努めており、第9次五カ年計画“9・5計画”では都市部での上水道普及率を96%にすることを目標としている。

関係機関	
国家環境保護局（地方環保局を含む）	中国科学院環境保護関連研究機構
農業部	国防部
化工部	水利部
衛生部	國務院法制局
中国有色金属工業公司	中国核工業總公司

出典：参考資料 a)

郷鎮部での給水計画

年	給水設備普及率（％）
1998 年	38
1999 年	40
2000 年	42
2010 年	65

注）参考資料 a)では設備の内訳についての記述がない。

出典：建設部（参考資料 a)より）

法律・基準等	有無	法律・基準名／記載資料名
水資源に関わる法	○	・水法
水資源利用に関わる法	?	・?

注）○：有り、×：なし、：策定予定あり、?：不明

4.7 汚水管理

第9次五カ年計画（9・5計画）により都市部での排水設備普及率を70%とし、特に大きな都市では80%以上を目標としている。また、都市部での下水処理率を25%とし、特に人口100万人以上の大都市及び観光都市では40%以上を目標としている。

関係機関	
国家環境保護局（地方環保局を含む）	国家計画委員会
林業部	電力工業部
電子工業部	冶金部
化工部	衛生部
國務院法制局	中国有色金属工業公司
中国核工業總公司	

出典：参考資料 a)

法律・基準等	有無	法律・基準名／記載資料名
下水道関連法	?	・環境保護法／1989年12月26日公布実施 ・污水处理施設環境保護監督管理方法／1989年5月9日
産業排水関連法または規制	○	・水質汚染防止法／1996年5月15日
排出基準	○	・污水総合排出基準（GB-8978-88）
モニタリング結果	?	・?

注）○：有り、×：なし、：策定予定あり、?：不明

4.8 森林保全 / 砂漠化

中国の緑被率は13.3%であり、世界の緑被率平均30%を大きく下回っている。森林減少の主な原因は、国有林の過度の伐採、盗伐、国の政策による積極的な開墾・耕地化、地域住民の薪炭林伐採や住宅建築用伐採、森林火災や病虫害、及び酸性雨の影響が挙げられる。特に再植林による対策なしの大規模な国有林の伐採が大きな原因となっている。中国政府は森林保全のため、80年代以降毎年500万ha以上の植林活動を実施してきたが、活着率が約30%と低い。森林の減少により、生態系の破壊や土壌流出などの環境影響が生じている。

乾燥・半乾燥地帯を有する中国北部では、全面積の10.7%の土地が砂漠化の危機にさらされており、393万haの農地と493万haの草原、及び2,000kmの鉄道がその脅威のもとにある。砂漠化の主な原因は、森林の減少、放牧、開墾、水資源開発、及び工場・鉱山の開発が挙げられる。（参考資料d), j)）

関係機関	
国家環境保護局（地方環保局を含む）	中国科学院環境保護関連研究機構
農業部	林業部
水利部	国务院法制局

出典：参考資料 a)

森林資源量

森林緑被率	13.3%
森林地面積	12,852.8 万 ha
活立木蓄積量	107.36 億 m ³
森林蓄積量	90.87 億 m ³

出典：参考資料 a)

各省区森林覆被率

森林覆被率	省 区
40%以上の省区	福建、台湾
30～40%の省区	黒龍江、吉林、浙江、広東、湖南、湖西
20～30%の省区	雲南、陝西、湖北、広西、遼寧
10～20%の省区	四川、貴州、河南、安徽、河北
10%以下の省区	寧夏、青海、新疆、チベット

出典：我国的森林（参考資料 a)より）

主要林区

主要林区	東北林区	西南林区	南方林区
有林地面積 （国土面積比）	3,657 万 ha （28.5%）	2,490 万 ha （19.4%）	4,664 万 ha （36.3%）
活立木蓄積量 （国土面積比）	35 億 m ³ （32.4%）	41 億 m ³ （38.2%）	18 億 m ³ （16.8%）
分 布 省 区	吉林、黒龍江、 内モンゴル東北部	四川、雲南、 チベット東部	海南、広東、広西、湖南、 湖北、江西、福建、浙江、 貴州、安徽
主要樹木の種類	興安カラ松、 白樺、ポプラ	望天木、モクレン、 雲南松、杉、モミ、クヌギ	モミ、松、楠木、 クワの木、マホガニー

出典：参考資料 a)

法律・規制等	有無	法律・基準名 / 記載資料名
森林保全関連法	○	・環境保護法 / 1989 年 12 月 26 日公布実施 ・森林法 / 1984 年 9 月 20 日成立 ・森林法実施細則 / 1986 年 5 月 10 日公布
森林の伐採等利用に関する法・規制	○	・森林法 / 1984 年 9 月 20 日成立 ・森林法実施細則 / 1986 年 5 月 10 日公布
保全地域に関する法・規制	○	・自然保護区条例 / 1994 年 10 月 9 日公布、1994 年 12 月 1 日施行 ・森林及び野生動物類型自然保護区管理方法 / 1985 年 7 月 6 日公布施行
砂漠化防止に関する法	?	・?

注) ○：有り、×：なし、：策定予定あり、?：不明

4.9 生物多様性

中国は広大な国土と多様な地形により生物多様性にたいへん富んでいるが、近年の経済開発や農業開発による水質汚染や森林破壊などにより、野生生物の生育・生息環境が脅かされている。こうした状況に対し、中国政府では自然保護区の範囲を拡張し保全に努めているが、管理の有効性については不明である。

関係機関	
全国人民代表大会環境与資源保護委員会	国务院環境保護委員会
国家環境保護局（地方環保局を含む）	中国科学院環境保護関連研究機構
国家計画委員会	国家教育委員会
国防部	電子工業部
国务院法制局	中国核工業総公司

出典：参考資料 a)

大分類群別の中国と全世界の生物種数

大分類群	中国 (SC)	全世界 (SW)	SC/SW (%)
真 菌 類	8,000	46,983	17
バ ク テ リ ア	5,000	26,900	19
海 藻 類	500	3,060	16
コ ケ 類	2,200	16,600	13
シ ダ 類	2,600	10,000	26
裸 子 植 物 類	200	750	27
被 子 植 物 類	25,000	220,000	11
昆 虫 類	40,000	751,000	5
魚 類 (魚)	2,804	19,056	15
両 生 類	279	4,184	7
爬 虫 類	376	6,300	6
鳥 類	1,186	9,040	13
哺 乳 類	499	4,000	13

出典：CHINA - Biodiversity Conservation Action Plan - (1994) (参考資料 i) より)

自然保護区面積の変遷（1956～1993年）

時期（年）	数（ヶ所）	面積（ha）	国土面積の割合（％）
1956	1	1,133	0.00
1965	19	648,874	0.07
1978	34	1,265,000	0.13
1982	119	4,081,935	0.43
1985	333	19,330,000	2.01
1987	481	23,750,000	2.47
1989	573	27,063,017	2.82
1991	708	56,066,650	5.84
1993	763	66,179,128	6.90

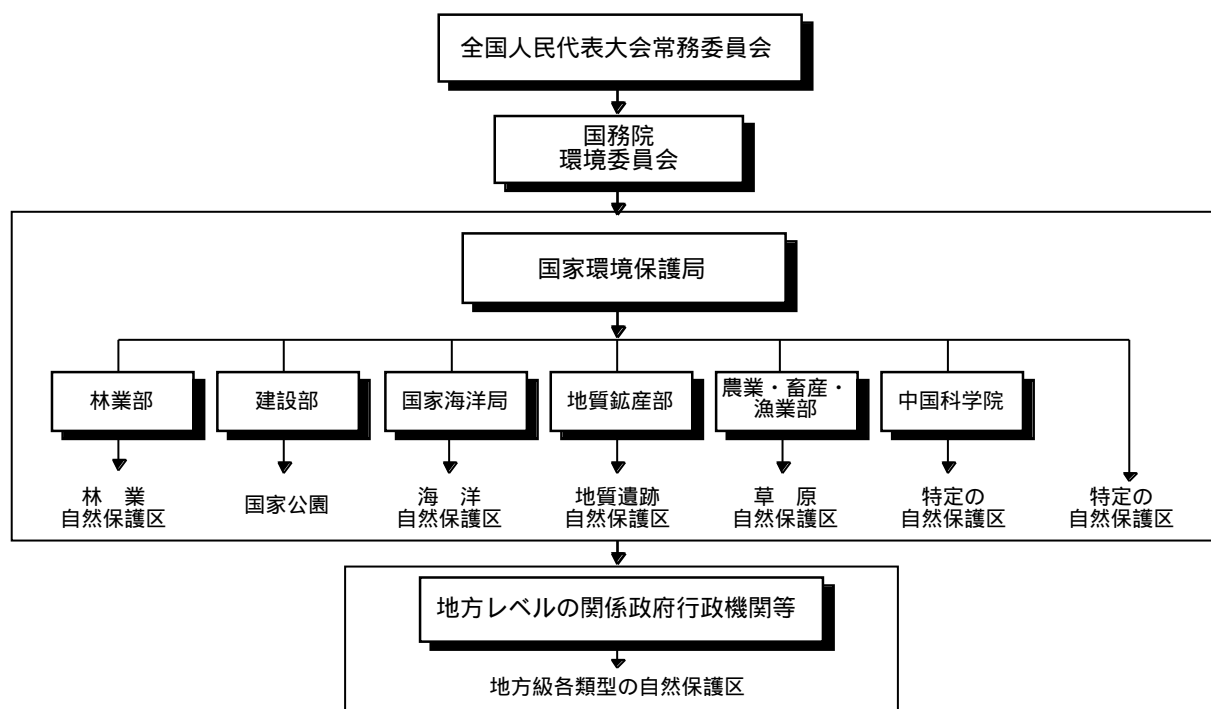
出典：CHINA - Biodiversity Conservation Action Plan - (1994) (参考資料 i) より)

国家環境保護局、中国自然保護区一覧 (1994)

自然保護区の内訳

名 称	面積(万 ha)	数（ヶ所）			所属部門	国土面積の割合(%)
		計	国家級	省市県級		
林業自然保護区	5,060	561	56	500	林 業 部	6.06
国 家 公 園	534	120	85	45	建 設 部	0.60
海洋自然保護区	20	15	7	8	国家海洋局	0.02
地質遺跡保護区	不明	40	6	34	地質鉱産部	不明
草原自然保護区	201	60	2	58	農 業 部	0.20
合 計	5,815	791	156	635		6.82

出典：(財)国立公園協会、中国自然保護ネットワークの整備に関する報告書(1994) (参考資料 i) より)



出典：(財)国立公園協会、中国自然保護ネットワークの整備に関する報告書(1994) (参考資料 JICA プロ形より)

自然保護区の指定及び管理における政府機関の関係

中国の自然保護区

名 称	面積(km ²)	主要保護対象
松山(北京)	4,600	二次植生
薊県地質剖面(天津)	900	原生地地質断面
霧霊山(河北)	16,970	アカシカ、ヒョウ、キウイデロ
彪泉溝(山西)	10,500	不明
歴山(山西)	23,950	暖温帯植生、サル、オオサンショウウオ等
長白山(吉林)	190,000	生態系、地質断面
向海(吉林)	105,000	タンチョウヅル
蛇島老鉄山(遼寧)	190,000	蛇島特殊生態系
医巫閭山(遼寧)	14,000	不明
白石子	7,333	アカマツ原生林
大青溝(遼寧)	2,161	森林、水鳥
双台河口(遼寧)	80,000	湿地生態系等
豊林(黒竜江)	18,400	アカマツ材
呼中(黒竜江)	194,000	寒暖帯針葉林、テン、クマ、アカシカ
揚子鱉(安徽)	不明	ヨウスコウアリゲーター及び棲息環境
天目山(浙江)	667	野生生物、樹林
武夷山(福建)	56,666	自然生態系
梅花山(福建)	17,461	森林生態、野生希少動植物
陽湖候島(江西)	22,400	湿地生態、渡り鳥等
長島(山東)	5,250	タカ、ハヤブサ等猛禽類、渡り鳥生息地
宝天曼(河南)	3,333	森林生態、野生希少動植物
鶏公山(河南)	3,000	亜熱帯森林、野生動植物
神農架(河北)	77,333	自然生態系、希少動物
八大公山(河南)	20,000	モミ、桐
鼎湖山(広東)	1,133	不明
内伶仃一福田(広東)	不明	鳥、サル
東八嶺(広東)	5,867	自然生態系、希少動植物
花坪(広西)	21,100	生態系

名 称	面積(km ²)	主要保護対象
崗(広西)	8,000	自然生態系、自然資源
東寨港(海南)	2,601	オヒルギ
大田(海南)	2,535	不明
霸王嶺(海南)	2,133	テナガザル
唐家河(四川)	40,000	自然生態系、パンダ等
臥竜(四川)	200,000	自然生態系、パンダ等
梵浄山(貴州)	38,743	自然生態系
高黎貢山(雲南)	124,000	不 明
南 河(雲南)	6,700	不 明
西双版纳(雲南)	200,000	不明
白馬雪山(雲南)	180,000	原始針葉林、コバナテングザル
哀牢山(雲南)	55,000	水源林、緑孔雀、サル、マダラサイチョウ、テナガザル
墨脱(チベット)	9,000	不明
佛坪(陝西)	35,000	自然生態系、パンダ
太白山(陝西)	54,159	自然生態系、歴史遺跡
白水江(甘肅)	95,292	自然生態系、パンダ等
興隆山(甘肅)	2,219	自然生態系、トウヒ
隆宝(青海)	10,000	不明
六盤山(寧夏回族)	142,800	高原温帯針葉林、落葉林
加蘭山(寧夏回族)	60,970	森林生態系統
阿 金山(新疆)	4,500,000	不明
巴音布魯克天鵝(新疆)	100,000	不明
納欺自然警官(新疆)	250,000	不明
古牛絳	不明	不明
牛背梁	不明	不明
周至国	不明	不明
祁連山	不明	不明
茂欄	不明	不明

出典：中国における環境の現状と対策、1992 (参考資料 j)より)

法律・規制等の有無	有無	法律・基準名 / 記載資料名
動植物の保全に関する法律	○	・環境保護法 / 1989 年 12 月 26 日公布実施 ・野生動物保護法 / 1988 年 11 月 8 日成立
個別種の保全に関する法律・規制	○	・水産資源保護条例 / 1979 年 2 月 10 日公布
狩猟に関する法律・規制	○	・野生動物保護法 / 1988 年 11 月 8 日成立
保護地域に関する法律・規制	○	・自然保護区条例 / 1994 年 10 月 9 日公布、1994 年 12 月 1 日施行 ・森林及び野生動物類型自然保護区管理方法 / 1985 年 7 月 6 日公布 実行
レッドデータブックでの規定	○	・IUCN レッドデータブック

注) ○ : 有り、× : なし、 : 策定予定あり、? : 不明

4.10 天然資源

中国は広大な国土の多様な地質条件により、様々な鉱物資源をその膨大な埋蔵量と共に生産してきた。こうした鉱物資源の豊かさは経済発展に資する一方で、鉱物採掘や精製等の過程において水質汚染や土壌劣化を引き起こしている。また、石炭を豊富に埋蔵しエネルギーの多くを石炭に依存しているため、対策の不十分な工場や家庭等の燃焼施設から排出される大気汚染物質が健康被害等の環境影響を引き起こしている。

関係機関	
国務院環境保護委員会	国家環境保護局（地方環保局を含む）
中国科学院環境保護関連研究機構	農業部
林業部	冶金部
化工部	煤炭部
水利部	国家土地局
国務院法制局	中国石油天然気総公司
中国有色金属工業公司	中国核工業総公司

出典：参考資料 a)

鉱物資源埋蔵量

鉱物資源	埋蔵量	鉱物資源	埋蔵量
鉄	492.5 億ト	石油	68～70億ト（確認埋蔵量）
銅	135.3 億ト	天然ガス	300～600億ト（究極埋蔵量）
塩化カリウム	2,213.4 億ト	水	約2,300億立方メートル
塩化ナトリウム	1,100.1 億ト	木材	6.8億kW
石炭	8,458.6 億ト		森林面積1.15億ha
タングステン	世界全体の80%		材木蓄積量102.6億立方メートル

出典：日本環境衛生センター「中国における環境の現状と対策」（1992年）（参考資料 d）より）

主要非金属の生産量

（単位：億ト）

非金属類	1984年	1985年	1986年
ボーキサイト	2,000	2,100	2,200
アルミニウム	435	435	490
アンチモン	13,500	13,500	14,000
銅	190	200	200
鉛	200	215	220
モリブデン	2	2	NA
ニッケル	17.5	19.0	22.0
亜鉛	190	200	220

出典：“World Metal Statistics” 1987.11（参考資料 d）より）

法律・基準等	有無	法律・基準名／記載資料名
天然資源保全に関わる全般的な法	？	・？
鉱物資源の利用・保全に関わる法	○	・鉱物資源法／1996年8月29日改正、 ・石炭法／1996年8月29日公示
地下資源の利用・保全に関わる法	？	・？

注）○：有り、×：なし、：策定予定あり、？：不明

4.11 自然災害

中国の広大な国土は、気象学的、地質学的、地形的のような自然条件が多様であり、下表に示すような様々な自然災害が各地で生じている。これらの自然災害の被害を軽減するため国レベル及び地方政府レベルで様々な組織体制を整備し、洪水対策のための堰堤のような大規模な土木工事を含めた対策を構っている。

関係機関	
全国人民代表大会環境与資源保護委員会 農業部 水利部	国家環境保護局（地方環保局を含む） 林業部 国家土地局

出典：参考資料 a)

自然気象災害の予報系統

	全国レベル気象サービス組織	省、直轄市レベル気象サービス組織	地区並びに県レベル気象サービス組織
組織名	・国家気象センター ・衛星気象センター ・中国気象化学研究院等	・省気象台 ・気象サービスセンター ・気候資料室 ・農業気象センター等	・気象台分局サービス課
主要任務	・国家気象センター： 全国気象台分局に対し技術指導を行い、国家指導部には全地球・全国規模での天候、特に災害に通じる天気予報並びに観測、遠洋気象・航行誘導等、専門的気象予報及び、各種気象コンサルティングを提供し、全国の気象情報の収集と分析を担当する。 ・衛星気象センター： 森林火災・河川の氾濫・干ばつ・海水・災害・地上植物・海温等の状況についての衛星観測情報の提供 ・中国気象化学研究院： 各種応用気象技術コンサルティング及び専門技術サービスの提供	・一般大衆への気象サービスを担当。地方政府並びに関連部門に対して、災害に通じる気象予報と観測情報及び関連資料を提供する。また多種の気象技術のコンサルティングを行う。特に農業への天候による災害の減滅技術サービスを提供する。	・ローカルの気象業務を担当。地方政府の自然災害防御の気象参謀の役割を果たす。農業気象試験所は県レベルの気象サービス組織の一つで、主に農業気象災害の研究並びに災害減滅技術相談に応じている。

出典：参考資料 a)

法律・基準等	有無	法律・基準名 / 記載資料名
自然災害関連法	○	・洪水防止法 / 1997 年

注) ○：有り、×：なし、：策定予定あり、？：不明

自然災害管理体制

災害の種類	中央（国家）級		区域・流域級	
	管理部門及び分担	関連機構	管理部門及び分担	関連機構
洪水、干ばつ	・ 水利部 → 農業部管轄の一部農業干ばつ対策の仕事を管理	・ 国家防汛総指揮部 → 国務院が洪水防治の面で指揮監督 ・ 国家抗洪総指揮部 → 国務院が干ばつ対策の面で指揮監督 ・ 水文水利調節中心 → 全国の水の状況、雨、干ばつの状況についてのデータ収集、観測、情報発信。 ・ 水利科学研究所及び所属する研究所→ 水文、水利、洪水災害、干ばつ及び災害対策研究	不明	・ 流域防汛指揮部（省に属する） → 全流域の洪水対策指揮監督 ・ 水情処 → 流域の水、雨、干ばつの情報の収集、観測、発信
気象災害（暴雨、洪水、干ばつ、モンスーン、冷害、ひょう、霧、砂塵等）	・ 中国気象局 → 大気観測の組織管理、情報伝達、天気予報並びに警報の発信、人口気象の研究 ・ 水利部 → 洪水、干ばつ対策	・ 国家気象中心 → 全国の気象情報の収集、伝達、発信。全国レベルでの天気予報を災害対策関連部門に向けて発信し、気象データ情報を提供する。 ・ 中国気象科学研究所及びその他の研究所→ 各種気象災害を含む気象科学研究	・ 松花江、海河、黄河、淮河、長江、珠江、遼河七大流域水利委員会 → 流域の統一管理	・ 区域気象中心（北京、沈陽、上海、広州、武漢、成都、蘭州、ウルムチ）
海洋災害（高潮、高波、海水、津波、赤潮、石油の流出）	・ 国家海洋局が海洋観測、資料伝達、海洋予報、警報を管理。水利部が沿岸省、市区の潮水防止の仕事を按配。 交通部が海上救難責任を負う。	・ 国家海洋予報中心→ 海洋資料の収集、伝達交換。全国海洋予報と警報の発信。 ・ 国家海洋環境観測中心 → 環境汚染観測、石油流出情報の発信。 ・ 局属の研究所 → 各種海洋災害を含む海洋科学研究 ・ 中国海上捜救中心 → 海洋災害による遭難者、船舶の救助	・ 北海、東海、南海、海洋分局	・ 海区海洋予報中心（区台）→ 国家中央担当部門の出先機関 ・ 海区環境監測中心 → 国家中央担当部門の出先機関 ・ 煙台、広州海上捜救（分）中心
農業病虫害ネズミの害	・ 農業部	・ 農業部病虫害測報站→ 全国農作物の病・虫・ネズミの害の観測、予測、警報 ・ 全国植物保護總站 → 農作物の病・虫・ネズミ害の防治 ・ 植物検疫予防機構→ 病気・虫・雑草の海外よりの侵入と国内での蔓延を防ぐ。 ・ 中国農業科学院部属の研究所 → 農業の病・虫・ネズミ害の研究	不明	不明
農業、病虫害	・ 林業部	・ 林業部 森林植物検疫防治所及び部属のその他の研究所、研究院→ 病虫害の調査、研究	不明	不明
森林火災	・ 林業部 ・ 公安部 → 林業部と共同で森林検察部隊を管理	・ 国家森林防火総指揮部 → 国務院に代わり森林防火を指揮監督 ・ 中国林業科学研究及びその他の研究所、研究院 → 森林防火研究	・ 北方森林防火中心 → 東北、内モンゴル森林防火訓練と国際交流 ・ 南方森林防火中心→ 熱帯森林防火研究、訓練と国際交流	不明
地震災害	・ 国家地震局主管全国地震工作建設部→ 都市、町の産業用民間用の建築物の地震対策指導	・ 国家抗震救災総指揮部 → 国務院に代わり大震災発生後の対策・救災指揮分析予報中心→ 地震観測、情報の収集伝達、全国に向けての地震情報・予報の発信 ・ 局属各研究所 → 地震学並びに地震災害軽減の研究 ・ 抗震弁公室→ 防震建築物の研究と設計	不明	不明
地質災害（ガケくずれ、地滑り、土石流、地盤沈下）	・ 地質鉱産部 → 地質環境観測研究と監督管理	・ 中国地質科学院及びその他部属研究所、研究院 → 環境地質及び地質災害防治研究	不明	不明
重大工業事故災害	・ 国家経済貿易委員会、化工部、能源部、労働部	・ 重大事故国家救災総指揮部 → 重大産業事故防止、救災指揮	不明	不明
災害救助	・ 国家経済貿易委員会 → 重大鉱山災害の全国レベルでの対策救済。 ・ 民政部 → 農村救済活動。「国家減災10年委員会」の日常作業。 ・ 鉄道、舟運、交通、郵便、商業、物資、衛生、財政、公安、外貿、紅十字会、銀行、保険公司、審計などの部門 → それぞれの分担にしたがって、研究、実験業務を担当する。	・ 国務院抗災救災領導小組 → 全国規模での重大災害の対策救済活動を国務院の指導協調のもとに行う。 ・ 中国国際減災10年委員会弁公室並びに秘書処 → 委員会の日常業務	不明	不明

出典：参考資料 a)

4.12 環境教育

近年、幼稚園や小中学校で環境教育が取り入れられるようになり、小中学校では「自然常識」や「自然地理」といった授業の中で環境教育を行っている。多くの大学では環境保護関係の選択科目を設置している。また、環境関連行政に携わる職員を対象に「中国環境管理幹部学校」が設立され、環境に係わる各種講義を実施している。各地区や関連官庁では各種の環境保全研修を開催している。

(参考資料a)

関係機関	
国务院環境保護委員会	国家環境保護局（地方環保局を含む）
国家教育委員会	林業部
国防部	電力工業部
化工部	煤炭部
水利部	衛生部
国家土地局	国务院法制局
中国石油天然氣總公司	中国有色金屬工業公司
中国核工業總公司	

出典：参考資料 a)

環境専門教育

専攻コースレベル	コース設置数	コース設置教育機関数
中等専門学校 職業訓練校	不明	・40 余の中等専門学校、並びに 100 力所以上の職業訓練校
学 部	206	・140 力所の高等教育機関。北京大学、清華大学、中国人民大学、北京師範大学、南京大学など。
修士課程	51	・223 の修士学位授与機関
博士課程	39	・77 の博士課程授与機関
博士課程修了後	不明	・若干数

出典：中国環境保護局（参考資料 a)より）

環境啓蒙活動内容

宣伝活動	・「世界環境デー」「植樹の日」「中華環保世紀行」「汚染の深刻な地域及び団体についての公表」、新聞、ラジオ、テレビの環境保護番組等。
宣伝活動機関	・環境保護部門、教育 部門、文化部門、新聞 関係、婦人団体、青年 団体、科学協会、学会等。
環境保護刊行物	・世界発の環境保護専門紙『中国環境報』の創刊。この他、30 余のローカル発行環境並びに 100 余の環境専門季刊誌がある。
出版社及び出版物	・1980 年、中国環境科学出版社が創立され、環境図書 800 余、出版数量 500 万冊余。さらに中国語英語版の『中国環境年鑑』も出版している。
広告宣伝	・中央テレビ台、一部の省市のテレビ局では 環境保護宣伝の公共 広告を行っている。その他、メディア各種及び都市、自然保護区 も 公共広告を行っている。

出典：参考資料 a)

法律・基準等	有無	法律・基準名 / 記載資料名
教育関連法	?	・?
環境教育に関する指針等	○	・全国環境宣伝教育行動綱領 / 1996 年 12 月 10 日

注) ○：有り、×：なし、：策定予定あり、?：不明

5. 国際関係

中国は、アメリカ、朝鮮民主主義人民共和国、カナダ、インド、韓国、日本、モンゴル、ロシア、ドイツ、オーストラリア、フィンランド、ノルウェー、デンマーク、オランダ等との間に環境保護に係わる二国間協力協定を交わしている。これらの国と環境計画、公害対策、森林及び野生生物保護、海洋環境保全、気候変化、大気汚染、酸性雨、污水处理等といった分野における資金・技術面の援助を含めた国際交流や国際協力を実施している。我が国の対中経済協力においては、環境分野を重点分野と位置づけ、数多くの環境案件と各種案件実施の際の環境配慮を行ってきている。1996年の対中円借款供与額1,705億円の3分の1が環境案件となっている。（参考資料a）

5.1 環境保護に関わる国際条約

署名・批准している国際条約

条約名	年
・オゾン層保護のためのウィーン条約	1989
・オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書	1991
・有害物質の国境を越える移動及び規制に関するバーゼル条約	1990
・二国間渡り鳥等の保護条約：中国-日本 中国-オーストラリア	1990
・水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）	不明
・絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）	不明
・国際海洋条約	不明
・国際捕鯨条約	不明
・廃棄物その他の物質の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ワシントン条約）	不明
・1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年議定書（MAROPOL73/78条約）	不明
・国際汚染による民事損害責任に関する条約	不明
・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）	不明
・国際自然及び自然資源同盟	1980
・北太平洋の海洋科学に関する機関（PICES）のための条約	1990
・気候変動に関する国際連合枠組み条約	1992
・生物多様性に関する条約	1992
・森林原則声明	1992
・国際熱帯木材協定（ITTA）	1994

出典：参考資料 d)

5.2 国際援助機関等による環境関連プロジェクト

プロジェクト／援助額（千ドル）	実施期間	援助機関／所管機関
環境政策および総合政策		
・中国汚染物排出非徴収制度の設計及び実施研究	1993-96	WB / 国家環境保護局
・雑誌「世界環境」の出版 / 57	1989	UNEP / 中国環境科学出版社
・国家環境保護局機能強化 / 1,300	1990-	WB / 国家環境保護局
・環境保護管理幹部研修及び人材開発 / 1,200	1992-	WB / 国家環境保護局
・地球環境と発展研修ネットワーク	92-毎年	ロックフェラー基金 / 国家科学技術委員会
・都市環境管理情報システム / 600	1993-	上海市
・温暖ガス排出削減戦略研究・中国生物多様性保護行動計画 / 2,600	1992-	GEF / 国家環境保護局
・Tianjin Urban Development and Environment / 100,000	1992-	WB / 不明
・Environmental Institutions Development Project / 11,500	1993	WB / 不明
・Environmental Technical Assistance Project / 50,000	1993-	IDA / 不明
・日中友好環境保全センター / 104.99 億	1992-97	JICA / 国家環境保護局 無償分のみ
・地球環境監視システム / 1,700	1992-	GEMS, WB / 国家環境保護局
・車両汚染の抑制研究（騒音及び排気ガス）	1993-	WB / 不明
・Shanghai Environment / 6,500	1993-	WB / 上海市 120,000 ~ 150,000
・Beijing Environment / 125,000	1992-	WB / 北京市

プロジェクト / 援助額 (千ドル)	実施期間	援助機関 / 所管機関
水質汚濁対策および上下水道 ・ 水汚染・排水資源化研究センター ・ ？陽湖水質保護対策計画 / 3 億円 ・ 徳興銅鉞山排水処理対策調査 ・ 青島開発計画 (上下水道) / 25,130 ・ Changchun Water Supply and Environment Project ・ Shanghai Environment / 160,000 ・ 白洋淀区域環境管理事前調査 / 不明 ・ 工業環境管理ネットワーク第 2 ステージ (製紙業排水) / 不明 ・ 邯鄲市汚水処理場 (第 1 期) / 3,020 万 (DK) ・ 工業汚水処理新技術 ・ 杭州湾環境影響評価研究 / 3,000 ・ Southern Jiangsu Environmental Protection / 250,000	1992-97 1989- 不明 1993 1993- 1994- 1991 1989-91 1990-91 1993- 1992- 1993-	JICA / 国家科学技術委員会 JICA / 国家環境保護局・江西省環境保護局 JICA / 非鉄金属工業総公司 OECF / 不明 WB / 不明 WB / 不明 フィンランド政府 / 国家環境保護局 UNEP / 国家環境保護局 デンマーク政府 / 国家環境保護局・邯鄲市 フランス政府 / 国家科学技術委員会 WB / 国家環境保護局・上海市・浙江省 WB / 江蘇州
大気汚染対策 ・ 柳州市大気汚染総合対策計画・広域酸性降下物モニタリング調査 / 不明 ・ 地球気候変化国家対策 / 160 ・ 北京市温室ガス排出及び抑制対策 / 不明 ・ 大気光化学汚染抑制対策 / 不明 ・ 中国石炭燃焼の生態環境への影響 / 不明	不明 1992- 1992- 1993- 1993-	JICA / 国家科学技術委員会 ADB / 国家科学技術委員会 カナダ政府 / 国家科学技術委員会 フランス政府 / 国家科学技術委員会 フランス政府 / 国家科学技術委員会
一般廃棄物 ・ 広西省ゴミ処理施設建設 (対中第 4 次円借款予定) / 6,190	1996	広西省柳州市環境保護局
産業廃棄物 ・ Ship Waste Disposal / 30,000 ・ 有毒有害廃棄物処理技術	1992- 1993-	不明 フランス政府 / 国家科学技術委員会
森林 ・ 福建省林業技術開発計画 / 不明 ・ Forest Resource Management / 39,000 ・ Forest Resource Management / 500,000 ・ Forest Resource Development and Protection / 200,000	1991-96 1989- 1991-94 1994-	JICA / 不明 WB / 不明 WB / 林業部 WB / 林業部
沿岸・海洋保全 ・ 近海環境指標生物 / 不明	1993-	フランス政府 / 国家科学技術委員会
土壌 ・ 黄土高原治山技術訓練計画 / 不明 ・ Second Red Soils / 不明 ・ Loess Plateau Watershed Rehabilitation / 160,000	1990-95 1994- 1994-	JICA / 不明 WB / 不明 WB / 不明
生物多様性 ・ 揚子江イルカ保護関連機材 / 8,63 万円	1993	JICA / 中国科学院水生生物研究所
環境アセスメント ・ 環境アセスメント技術研修 / 600	1992-	ADB / 国家環境保護局
その他 ・ 大連市省エネルギー教育センター / 不明 ・ 国家環境保護局のオフィスオートメーション / 360 ・ 国家環境保護局のオフィスオートメーション / 340 ・ Sixth Railway Project / 不明 ・ Guangdong Provincial Highways Project / 240,000 ・ Henan Highways Project / 120,000 ・ National Highway / 380,000 ・ Fujian Provincial Highway / 140,000 ・ Second Shuikou Hydroelectric Project / 100,000 ・ Tianhuangping Hydroelectric Project / 300,000 ・ Yangzhou Thermal Power / 352,200 ・ Second Shanghai Metropolitan Transport / 150,000 ・ Shichuan Gas Development and Conservation / 255,000 ・ Taihu Basin Flood Control Project / 200,000 ・ Xiaolangdi Multipurpose Dam / 140,000 ・ 黄淮海農業灌漑 / 不明 ・ 河南省農業総合開発 / 不明 ・ 長江中下流農業開発 / 不明 ・ 南中国 5 省紅土壌改造 / 不明	1992-97 1989- 1990- 1993- 1993- 1993- 1994- 1994- 1993- 1993- 1994- 1994- 1994- 1993- 1994- 1992- 1992- 1992- 1992-	不明 / 不明 WB / 国家環境保護局 ADB / 国家環境保護局 WB / 不明 IBRD / 不明 IBRD / 不明 WB / 不明 IBRD / 不明 IBRD / 不明 IBRD and IDA / 不明 WB / 不明 WB / 不明 IBRD, IDA / 不明 IBRD / 不明 WB / 農業部、河南省 WB / 農業部、河南省 不明 / 農業部 不明 / 農業部

出典：(1) 中国環境年鑑 中国環境科学出版社 1990～1993 年 (2) 国際協力事業団年報 1993～1994

(3) The world Bank and the Environment, Fiscal 1993 & 1994 (参考資料 d) より)

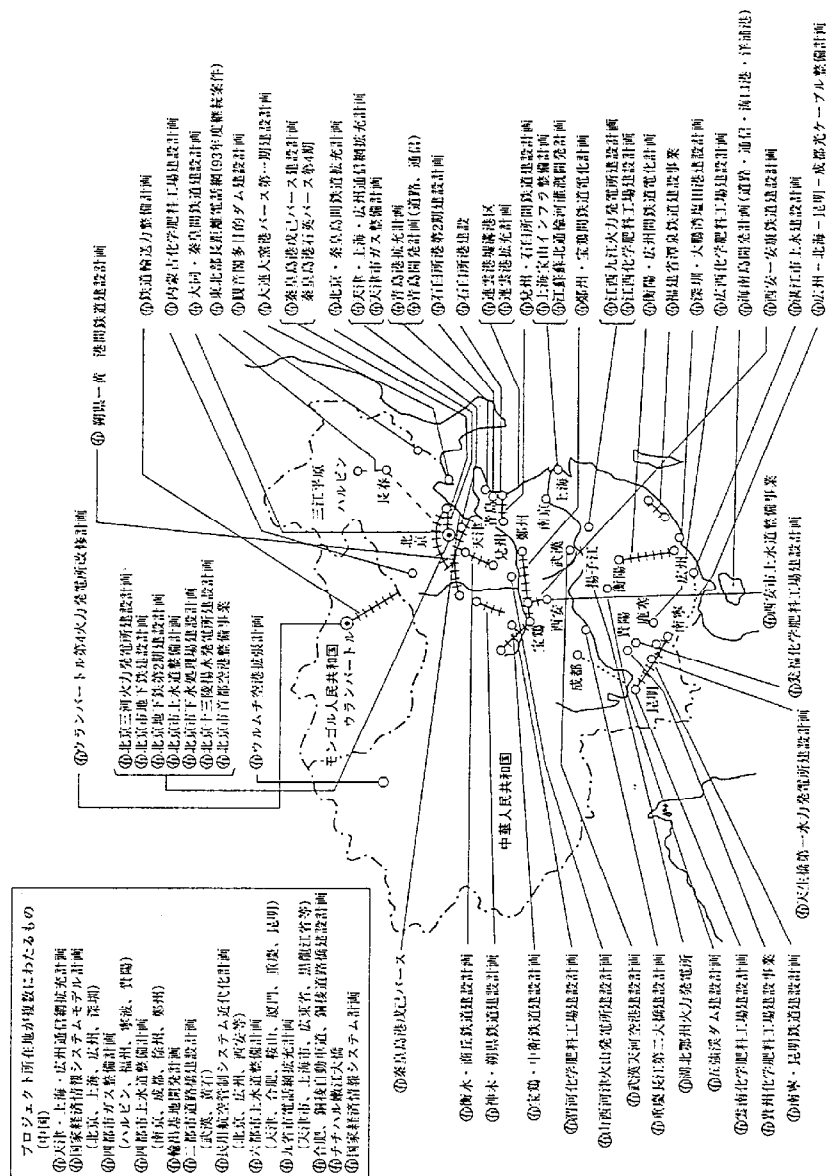
グリーン・エイド・プラン事業実績

事業名	実施場所 / 実施機関	実施時期 (年度)
< 調査協力 >		
・環境対策基盤調査（大気汚染）	四川省成都	92～93
・大気汚染対策等適正技術化調査	江蘇省	92
・環境改善調査（冶金工場）	吉林省吉林	92～93
・環境調和型石炭利用システム可能性調査	国家計画委員会	92～95
・海外技術診断調査（火力発電所の汚染対策）	貴州省貴陽	93
・海外技術診断調査（火力発電所の汚染対策）	山西省太原	93
・環境対策基盤調査（工業用ボイラ）	甘肅省蘭州	93
・特定地域環境再生計画（エコフェニックス計画）	遼寧省瀋陽	93
・クリーンコール・マスタープランの策定	国家計画委員会	93～未定
・エネルギー消費効率化基礎調査（データベース・マスタープラン作成）	国家計画委員会	93～95
・特定地域環境再生計画（エコフェニックス計画）	山東省済南	94
・環境保全対策調査（鉄工所の省エネルギー）	遼寧省本溪	94
・特定地域環境再生計画（エコフェニックス計画）	四川省重慶	95～96
・環境対策基盤調査（大気汚染）	新疆ウイグル自治区ウルムチ	95
・環境保全対策調査（鉄工所の産業廃棄物）	冶金工業部	95
・環境保全対策調査（公害防止設備）	有色金属工業総公司	95
・エネルギーマスタープラン作成準備調査	国家計画委員会	95
・温室効果ガス改修・利用計画調査（APEC事業）	煤炭鉱業部	95～
・都市ゴミ無害化処理調査	国家計画委員会	96
< 研究協力 >		
・酸性雨防止技術	煤炭科学研究総院	91～93
・皮革産業排水処理技術	新疆化工設計研究院	93～95
・バイオ利用による坑排水処理技術	有色金属工業総公司	93～98
・冶金工場の排水処理技術	安陽鉄鋼公司	94
・ワラパルプ製紙工場排水処理技術	中国輕工總會	95～未定
・集塵技術の評価と迅速測定法に関する研究（ITIT）	煤炭科学研究総院	96～99
< モデル事業等 >		
・石炭火力発電所用スーパプロア	天津軍糧城発電廠	93～95
・石炭火力発電所用湿式多板変速機	天津軍糧城発電廠	93～95
・石炭火力発電所用簡易脱硫装置	山東省黄島	92～未定
・石炭火力発電所用簡易脱硫装置	山西省太原	92～未定
・製鉄所用石炭調湿設備	重慶鉄鋼公司	93～95
・炉熱風炉廃熱改修設備（製鉄業）	蕪鉄鋼総廠	93～94
・高炉炉頂発電装置	枝花鋼鉄総公司	94～97
・焼結クーラー廃熱回収設備	太原鉄鋼有限公司	95～97
・石油精製プラント用FCC装置動力回収設備	勝利火東油廠	93～95
・アンモニア精製プラント用加熱炉廃熱回収設備	四川川化集团公司	94～96
・セメント廃熱発電設備	寧国水泥廠	95～97
・化学プラント用簡易脱硫装置	維坊加工廠	93～95
・化学プラント用簡易脱硫装置	重慶長寿加工廠	93～95
・化学プラント用簡易脱硫装置	南寧化学工業集团公司	93～95
・炭鉱等用流動床ボイラ	シハク鉱務局	93～95
・炭鉱等用流動床ボイラ	房山服装集团公司	93～95
・炭鉱等用流動床ボイラ	棗庄鉱務局	95～97
・バイオブリケット製造設備	臨沂鉱務局	93～95
・省水資源型選炭設備	淮南鉱務局	94～97
・省水資源型選炭設備	エンシュウ鉱務局	94～97
・脱硫型CWM（コール・ウォーター・ミクスチャー）製造設備	華能発電公司	95～98
・コークス乾式消火設備（CDQ）	冶金工業部	96～未定
・流動床ボイラ	遼寧省（錦集電熱総公司）	96～98
・低品位炭石炭利用システム導入支援事業設備	国家計画委員会	96～99

出典：参考資料 h)

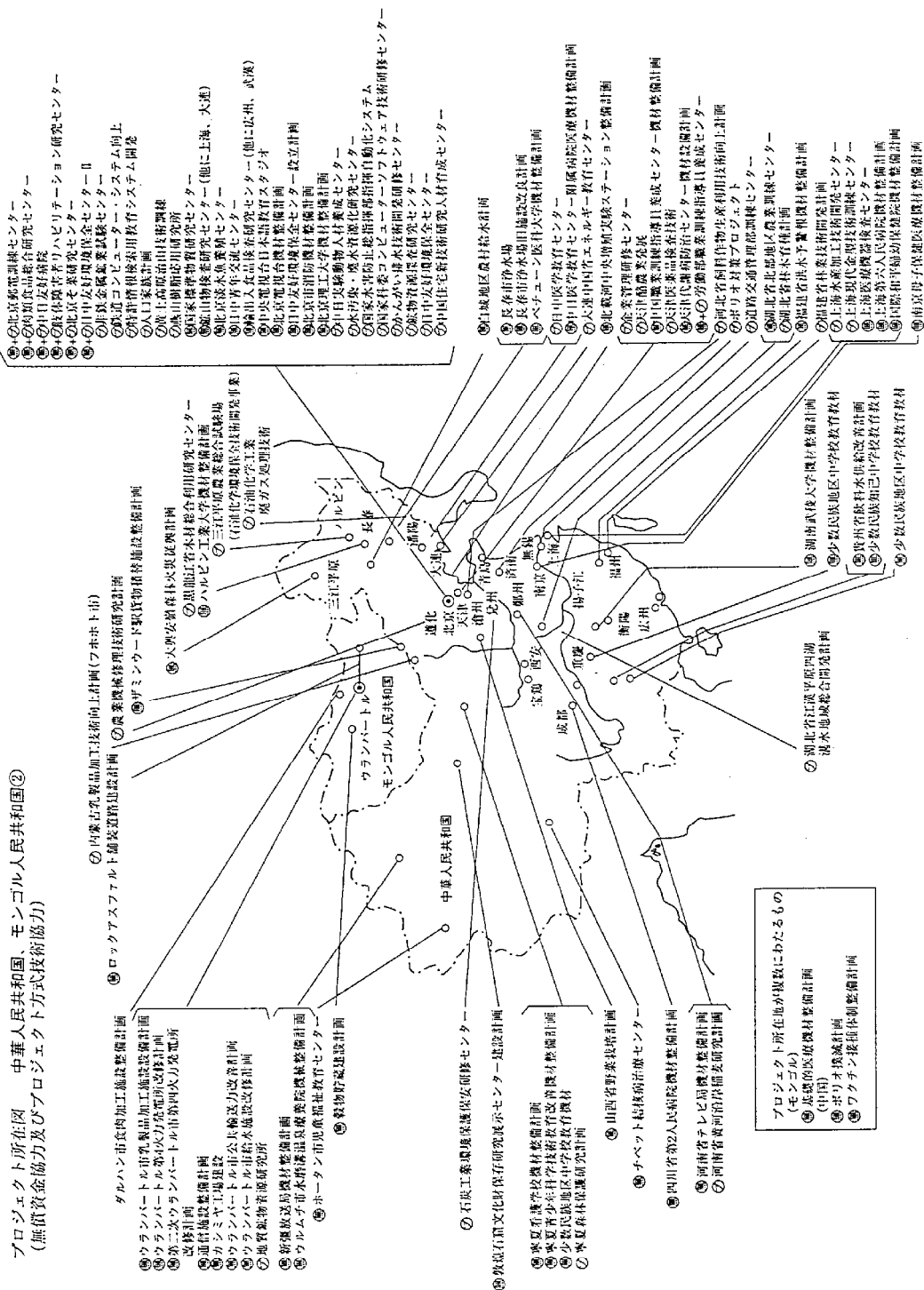
プロジェクト所在図

中華人民共和国、モンゴル人民共和国① (有償資金協力)



出典：外務省経済協力局編、1997. ODA 白書

図2 我が国の中国における政府開発援助案件 (有償資金協力)



出典：外務省經濟協力局編，1997. ODA 白書

図3 我が国の中国における政府開発援助案件（無償資金協力及びプロジェクト方式技術協力）

6 情報入手先

6.1 政府関係機関、民間団体及び大学研究機関

No.	機 関 名	役職	所在地	郵便番号	電話番号
1	全国人民代表大会環境と資源保護委員会		北京市西城区交民巷 23 号	100805	(010)63095199
2	國務院環境保護委員会		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66151774
3	国家環境保護局		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66165635
4	全国水質標準化技術委員会（秘書處）		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66151787
5	国家環保局環境保護最佳実用技術推广辦公室		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66165635-5705
6	国家環保局科技攻關辦公室		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66160050
7	国家環保局核環境管理辦公室		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66160049
8	国家環保局環境管理体型審核中心		北京市北四環東路慧忠庵中日友好中心 A 棟 10 層	100029	(010)64924251
9	国家環保局電磁輻射環境審評專家委員会		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66160049
10	国家環保局重大環境汚染与自然生態破坏应急 处理工作領導小組		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66151780
11	国家環保局有毒化学品管理辦公室		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66151917
12	国家環保局保護臭 層多辺基金項目管理辦公室		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66153366-5806
13	国家環保局生物多樣性保護公約項目管理辦公室		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66153366-5522
14	国家環保局气候变化框架公約項目管理辦公室		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66151927
15	中国環境科学研究院		北京朝陽区安外立水橋	100012	(010)64232255
16	中国環境監測總站		北京朝陽区北四環東路育慧南路 1 号	100029	(010)64947722
17	国家環保局國際交流中心		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66151775
18	国家環保局南京環境科学研究所		南京市蒋王廟街 8 号	210042	(025)5412926
19	国家環保局華南環境科学研究所		広州市員村西街 7 号大院	510655	(020)85524451
20	国家環保局長沙環境保護学校		長沙市湾路 4 号	410004	(0731)5588894
21	国家環保局北戴河環境技術交流中心		河北省秦皇島市北戴河地区鷹路	066100	(0335)4042062
22	中国綠色環境発展中心		北京朝陽区育慧南路 1 号	100029	(010)64947722
23	国家環保局清華大学環境科学中心		北京市南淀区中関村	100871	(010)62751925
24	国家環保局同済大学環境保護科学技術研究所		上海市四平路 1239 号同済大学	200092	(021)65455080
25	国家環保局同済医科大学武漢環境医学研究所		武漢市同済医科大学内	430030	(027)3692708
26	国家環保局、浙江医科大学杭州環境与健康科学 研究所		杭州市延安路 353 号	310030	(0571)7022700
27	国家環保局沈陽環境科学研究所		沈陽市和平区砂山街 63 号	110005	(024)3394424
28	国家環保局遼寧環境遙感研究中心		沈陽市黄姑区泰山路 88 巷 3 号	110031	(024)6845432
29	国家環保局武漢大学環境法研究所		武漢市 珞山武漢大学内	430072	(027)7882712
30	冶金部武漢環境保護研究院		武漢市青山区任家路	430081	(027)6862691
31	水利部長江流域水質源保護局		武漢市郭茨口	430051	(027)4872714
32	水利部黄河水資源保護局		鄭州市金水路 109 号	450003	(0371)6303508
33	水利部珠江水域水質源保護局		広州市材和東路沾益直街	510611	(020)87117768
34	水利部淮河水域水質源保護局		安徽省蚌埠市鳳陰西路 41 号	233001	(0552)3056081
35	水利部海河水域水質源保護局		天津市河東区龍潭路 15 号	300170	
36	水利部松遼流域水質源保護局		長張市工農大路 10 号	100021	(0431)5607452
37	水利部太湖流域水質源保護局		上海逸仙路 180 号	200434	(021)65427100
38	中国環境科学学会		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66160015
39	中国環境保護産業協会		北京市海淀区三里河路 9 号建設部内	100835	(010)68393892
40	中華環境保護基金会		北京市朝陽区北四環東路育慧南路 1 号	100029	(010)64947722-5118
41	国家環境分析測試中心		北京市北四環東路育慧南路 1 号	100029	(010)64947722
42	国家環保局環境工程評估中心		北京市安外立水橋	100012	(010)64232255
43	国家環保局化学品登記中心		北京市安外立水橋	100012	(010)64232255
44	国家環保局環境信息研究所		北京市海淀区三里河路 9 号	100835	(010)68393934
45	国家環保局有機食品発展中心		南京市蒋王廟街 8 号	210042	(025)5411206

46	国家環保局荒漠化研究中心		南京市蒋王廟街 8 号	210042	(025)5412963
47	中国有害廃棄物管理和処置培訓与技術轉讓中心		北京市海淀区清華園	100084	(010)62552451
48	中科院国家環保局生態環境研究中心		北京市海淀区双清路 15 号	100085	(010)62923513
49	国家環保局雲南珍稀瀕危植物引種繁育中心		昆明市氛象路 45 号	650032	(0871)4173467
50	国家計委国土地区環境整治处		北京市西城区月壇南街	100824	(010)68501608
51	国家經濟貿易委員会節約綜合利用司環保处		北京宣武門西大街 26 号	100053	(010)63045960
52	農業部環境保護能源司、環境保護处、漁業環境保護处		北京農展館南里 11 号	100026	(010)64192929
53	林業部計画司環境保護辦公室		北京市和平里東街 18 号	100714	(010)64229944
54	全軍環境保護辦公室		北京市海淀区太平路 22 号	100036	(010)66887075
55	電力部計画司環境保護处		北京市西城区府右街 137 号	100031	(010)66054131
56	煤炭部生產協調司環境保護辦公室		北京市東城区和平里北街 21 号	100713	(010)64217766
57	電子部環保辦公室		北京市海淀区万寿路 27 号	100846	(010)68208114-8063
58	冶金工業部環境保護辦公室、發展規劃司環境保護处		北京市東四西大街 46 号	100010	(010)65131947
59	化工部計画司環境保護辦公室		北京市朝陽区垂蓮村安慧里四区 16 号楼	100723	(010)64914455
60	鐵道部環境保護辦公室、計画司環境辦公室		北京市海淀区復興路 10 号	100844	(010)68324014
61	水利部水源保護处		北京市白广路二条 1 号	100761	(010)63202930
62	衛生部衛生監督司環境衛生处		北京市西城区後海北沿 44 号	100725	(010)64034433
63	国务院法制曲農林城建司資源環境保護处		北京市西城区文津街 9 号	100017	(010)63094105
64	中科院国土与環境处		北京市西城区三里河路 52 号	100045	(010)68597540
65	中国氣象局氣候資源处		北京市海淀白石橋路 46 号	100081	(010)62172277
66	中国核工業總公司安防環境保護局		北京市西城区三里河南三巷 1 号	100822	(010)68512211
67	中国石油天然氣總公司技術監督局環境保護技術处		北京市西城区六鋪	100724	(010)62094968
68	中国兵器工業總公司環境保護辦公室		北京市西城区三里河路 44 号	100821	(010)68594358
69	中国航天工業總公司環境保護处		北京市海淀区阜城路 8 号	100830	(010)68371515
70	中国航天工業總公司綜合計画局基建環境保護处		北京市東城区交道口南大街 67 号	100712	(010)64013322-337
71	中国有色金属工業總公司企業部安全環保处		北京市復興路乙 12 号	100814	(010)63975588
72	中国石化總公司生產管理環境保護处		北京市惠新東街甲 6 号	100029	(010)64998939
73	中国船舶工業總公司生產經營安全環境保護处		北京市月壇北街 5 号	100861	(010)68038855-5103
74	全国緑化委員会		北京市東城区和平里東街 18 号	100714	(010)64229944
75	中国環境与發展國際合作委員会秘書处		北京市西直門内南小街 115 号	100035	(010)66153366
76	北京市環保局		北京市海淀区車公庄西路 14 号	100044	(010)68414466
77	北京市環境保護科学研究院		北京市阜外大街北二巷	100037	(010)68332299
78	中国人民解放军環境科学研究中心		北京市昌平陽坊鎮(北京 1044 信箱 18 号)	102205	(010)66761329
79	天津市環保局		天津市南開区復康路 17 号	300191	(022)3366037
80	河北省環保局		石家庄市裕華西路二段 148 号	050051	(0311)3031492
81	山西省環境保護局		太原市西輯虎营	030009	(0351)3189583
82	内蒙古自治区環保局		呼和浩特市新城西街統建 5 号楼	016010	(0471)6960916
83	遼寧省環保局		沈陽市和平区太原街二号	110001	(024)3839342
84	吉林省環保局		长春市斯大林街副 60 号	130051	(0431)2719023
85	黑龍江省環保局		哈尔滨市南崗区東大直街 308 号	150001	(0451)3644856
86	上海市環保局		上海市漢口路 193 号	200002	(021)63210957
87	江蘇省環保局		南京市北京西路 70 号	210013	(025)3305768
88	浙江省環保局		杭州市天目山路 43 号	310007	(0571)7055408
89	安徽省環保局		合肥市長江中路 85 号	230001	(0551)2657677
90	福建省環保局		福州市鼓樓区華林 東環保路 8 号	350000	(0591)7840212
91	江西省環保局		南昌洪都北大道 13 号附 1 号	330006	(0791)8336195
92	山東省環保局		濟南市制錦市街 12 号	250012	(0531)6925081
93	河南省環保局		鄭州市順河路 1 号	450004	(0371)6328693

94	湖北省環保局	武漢武昌八一路 26-4 号	430072	(027)7870675
95	湖南省環保局	長沙南區城南東路 35 号	410007	(0731)5464637
96	広東省環保局	広州市東風中路 335 号	510045	(020)83335988
97	広西壮族自治区環保局	南寧市民樂路 1 号	530012	(0771)2803997
98	海南省環保局	海口市海府路 59 号	570204	(0898)5338010
99	四川省環保局	成都市西御街 31 号	610015	(028)6648685
100	重慶市環保局	重慶市 中区人民路 212 号	630015	(0811)3852130
101	貴州省環保局	貴陽市遵義路 83 号	550002	(0851)5829576
102	雲南省環保局	昆明市西昌路 129 号	650032	(0871)4145231
103	西藏自治区城鄉建設環保局	拉 市全珠中路 61 号	850002	(0891)6333618
104	陝西省環保局	西安市新城省政府綜合辦公楼 10 層	710004	(029)7291495
105	甘肅省環保局	蘭州市城関区皋蘭路 123 号	730030	(0931)8418240
106	青海省環保局	西寧市南山東路 10 号	810007	(0971)8176616
107	寧夏回族自治区環保局	銀川市民族北街 75 号	750004	(0951)6025596
108	新疆維吾 自治区環保局	魯木齐市健康路 11 号	830002	(0991)2826022

6.2 在外公館と大使館

在外公館・大使館	機関名	役職	連絡先
109) 在外公館	日本の在外公館 (Embassy of Japan)		北京市建国門外日壇路 7 号
200) 大使館	中国大使館		〒106-0046 東京都港区元麻布 3-4-33 Tel:03-3403-3380

出典：参考資料 c)

7. 参考資料

- a) 敬業総研有限公司、1997. 中国における環境情報調査
- b) 世界資源研究所(WRI), 国連環境計画(UNEP), 国連開発計画(UNDP), 世界銀行 共著, 1996. 世界の資源と環境 1996—97 (ISBN 4-8058-1521-3)
- c) The World Bank, 1997. World Development Indicators (ISBN 0-8213-3701-7)
- d) (社)海外環境協力センター, 1995. 外務省委託事業「地球的課題援助研究調査（開発途上国環境対策評価）」報告書
- e) UNDP(国連開発計画), 1994. 人間開発報告書(HUMAN DEVELOPMENT REPORT 1994)
- f) 集英社, 1996. THE ASIA & WORLD DATA BOOK
- g) 井村秀文 / 勝原健編著 (東洋経済新報社), 1995. 中国の環境問題 (ISBN-492-44188-3)
- h) 通商産業省通商政策局経済協力部編、1997. アジアの環境の現状と課題 (ISBN4-8065-2551-0)
- i) 国際協力事業団基礎調査部、1997. プロ形実施方針ブレ検討会用資料
- j) 中国研究所編 (新評論)、1995. 中国の環境問題
- k) 山田辰雄、橋本芳一編 (勁草書房)、1995. 中国環境研究 - 四川省成都市における事例研究 -
- l) 外務省経済協力局編, 1997. ODA 白書
- m) (財)国際開発センター, 1994. 外務省委託セクター別援助指針策定のための基礎調査 中国環境 -大気汚染、酸性雨を重点として-